

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2019年1月22日提出
【発行者名】	アセットマネジメントOne株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 菅野 暁
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【事務連絡者氏名】	三木谷 正直
【電話番号】	03-6774-5100
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	みずほ豪ドル債券ファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	継続募集額(2019年1月23日から2019年7月22日まで) 5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

みずほ豪ドル債券ファンド(以下「当ファンド」といいます。)

ただし、愛称として「コアラの森」という名称を用いることがあります。

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権（以下「受益権」と称することがあります。）です。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

また、当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付けまたは信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付けはありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

5,000億円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

※ 「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除して求めた金額(純資産総額)を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりには換算した価額で表示されることがあります。

基準価額については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号 [※]
アセットマネジメントOne株式会社	http://www.am-one.co.jp/	0120-104-694

注：電話番号はコールセンターのものです（以下同じ）。

※ 電話によるお問い合わせは、営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。（以下同じ。）

（５）【申込手数料】

- ① 申込手数料(受益権1口当たり)は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、2.16%(税抜 2%)を上限に各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。なお、申込手数料には、消費税ならびに地方消費税に相当する金額（8%、以下「消費税等相当額」といいます。）が課せられます。
- ② 申込手数料については、販売会社にお問い合わせください。

- ③ 「分配金再投資コース」を選択された場合の収益分配金は、毎計算期末の翌営業日に原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。
- ④ 販売会社で支払いを受けた償還金をもって、当ファンドの受益権の取得申込みをする場合、販売会社によっては、取得申込口数のうち当該償還金額の範囲内で取得する口数についての申込手数料を上記①に定める申込手数料の規定にかかわらず、販売会社が独自に定めることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。なお、償還乗換えの際に償還金の支払いを受けたことを証する書類を提示いただくことがあります。

（６）【申込単位】

- ① 申込単位は各販売会社が定める単位とします。
- ② 「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」による取得申込が可能です。販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。なお、「分配金再投資コース」を選択されたお申込者は、収益分配金の再投資に際し、1口の整数倍をもって取得することができます。
- ③ 申込単位および取扱コースについては、販売会社にお問い合わせください。
- ※当初元本は1口当たり1円です。

（７）【申込期間】

2019年1月23日から2019年7月22日まで

※ 申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

当ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については、下記の委託会社の照会先までお問い合わせください。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
アセットマネジメントOne株式会社	http://www.am-one.co.jp/	0120-104-694

（９）【払込期日】

取得申込代金は、販売会社が定める期日までに、販売会社にお支払いいただきます。

各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社により、アセットマネジメントOne株式会社（「委託者」または「委託会社」といいます。）の指定する口座を経由して、三菱UFJ信託銀行株式会社（「受託者」または「受託会社」といいます。）の指定するファンド口座(受託会社が再信託している場合は、当該再信託受託会社の指定するファンド口座)に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

取得申込代金は、お申込みの販売会社にお支払いください。なお、払込取扱場所については、下記の委託会社の照会先までお問い合わせください。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
--------	------------	------

アセットマネジメントOne株式会社	http://www.am-one.co.jp/	0120-104-694
-------------------	---	--------------

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権にかかる振替機関は以下の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

○ 投資信託振替制度における振替受益権について

当ファンドの受益権は、2007年1月4日より投資信託振替制度（以下「振替制度」といいます。）に移行しており、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

振替制度においては、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

- ① 主としてMHAM豪ドル債券マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じ、オーストラリアの信用力の高い公社債に投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の中・長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。

<ファンドの特色>

- I. 主として、オーストラリアの信用力の高い公社債（豪ドル建て）に分散投資を行います。
- ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- II. ブルームバーグオーストラリア債券（総合）インデックス（為替ノーヘッジ・円換算ベース）をベンチマークとして、中・長期的にベンチマークを上回る運用成果を目指します。
- III. マザーファンドの運用は、AMPキャピタル・インベスターズ・リミテッド(以下「AMPキャピタル・インベスターズ」と称する場合があります。)が行います。
- IV. 毎月20日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として、利息収入相当分を中心に、分配することを目指します。
- ② 5,000億円を上限に信託金を追加することができます。なお、信託金の上限額については、受託会社と合意のうえ変更することができます。
- ③ 一般社団法人投資信託協会が定める分類方法において、以下のように分類・区分されます。

<商品分類>

・商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉となる資産)
単位型	国内	株式
追加型	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産
		()
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

・商品分類定義

追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
海外	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
債券	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

<属性区分>

・属性区分表

投資対象資産 (実際の組入資産)	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年2回	日本	
不動産投信	年4回	北米	為替ヘッジ ^{※2}
その他資産	年6回 (隔月)	欧州	
(投資信託証券) ^{※1}	年12回 (毎月)	アジア	あり () なし
資産複合 ()	日々	オセアニア	
資産配分固定型	その他 ()	中南米	
資産配分変更型		アフリカ	
		中近東 (中東)	
		エマージング	

※1 当ファンドが投資信託証券への投資を通じて実質的な投資対象とする資産は、「債券・一般・クレジット属性（高格付債）」です。

※2 「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

・属性区分定義

その他資産 (投資信託証券)	目論見書又は投資信託約款において、主として「株式」、「債券」及び「不動産投信」以外の資産に投資する旨の記載があるものをいい、括弧内の記載はその該当資産を表す。
債券・一般	目論見書又は投資信託約款において、主として債券に投資する旨の記載があるもので、公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。 ※ 当ファンドは、主としてマザーファンド受益証券（投資信託証券）への投資を通じて、債券に投資を行います。
クレジット属性 (高格付債)	目論見書又は投資信託約款において、一般、公債、社債、その他債券の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものをいう。 ※ 高格付債とは、投資対象とする債券の格付けについてA格相当以上（取得時）を基準とするものをいい、委託会社独自の基準によるものです。
年12回（毎月）	目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。
オセアニア	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
為替ヘッジなし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

（注1）商品分類および属性区分は、委託会社が目論見書または約款の記載内容等に基づいて分類しています。

（注2）当ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）でご覧いただけます。

（注3）当ファンドはマザーファンド受益証券（投資信託証券）への投資を通じて、債券を主要投資対

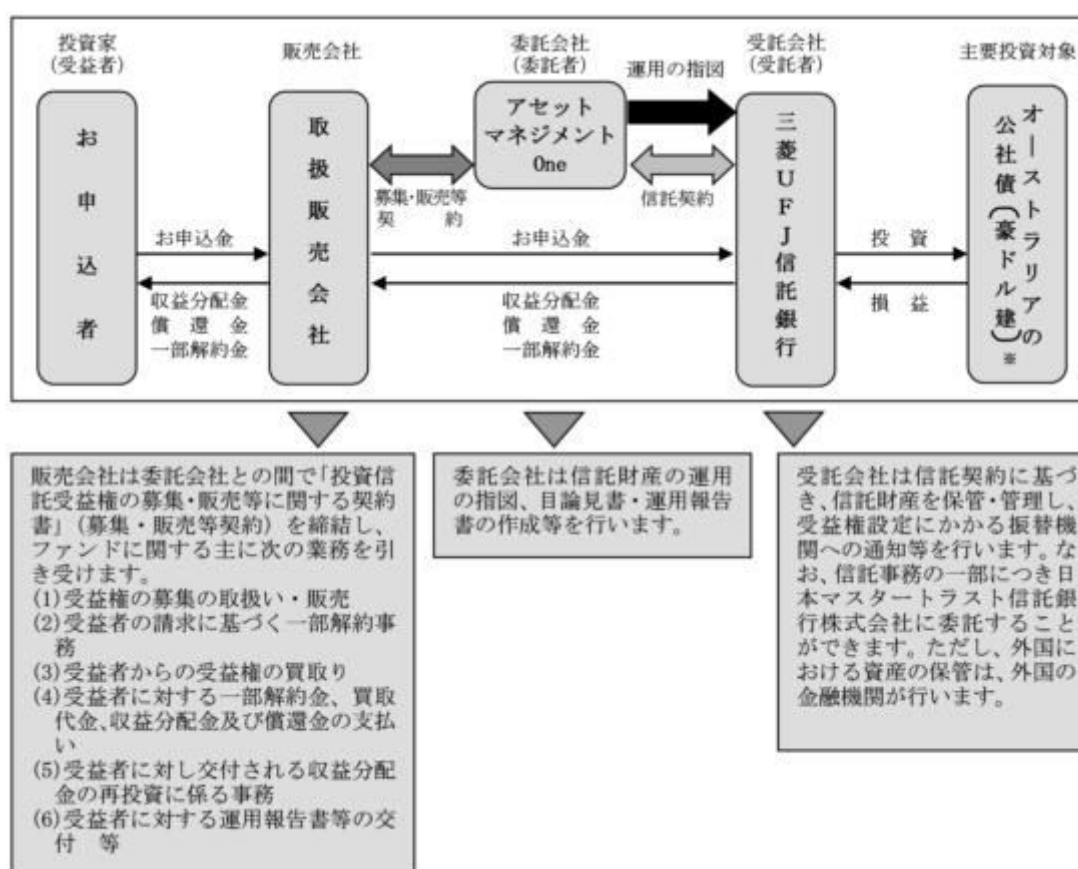
象とします。したがって、「商品分類」における投資対象資産と、「属性区分」における投資対象資産の分類・区分は異なります。

（２）【ファンドの沿革】

2003年10月30日	信託契約締結、ファンドの設定・運用開始
2007年1月4日	投資信託振替制度へ移行
2016年10月1日	ファンドの委託会社としての業務をみずほ投信投資顧問株式会社からアセットマネジメントOne株式会社に承継

（３）【ファンドの仕組み】

① 当ファンドの運営の仕組み



※ 主要投資対象であるオーストラリアの公社債には、主として、MHAM豪ドル債券マザーファンドを通じて投資を行います。

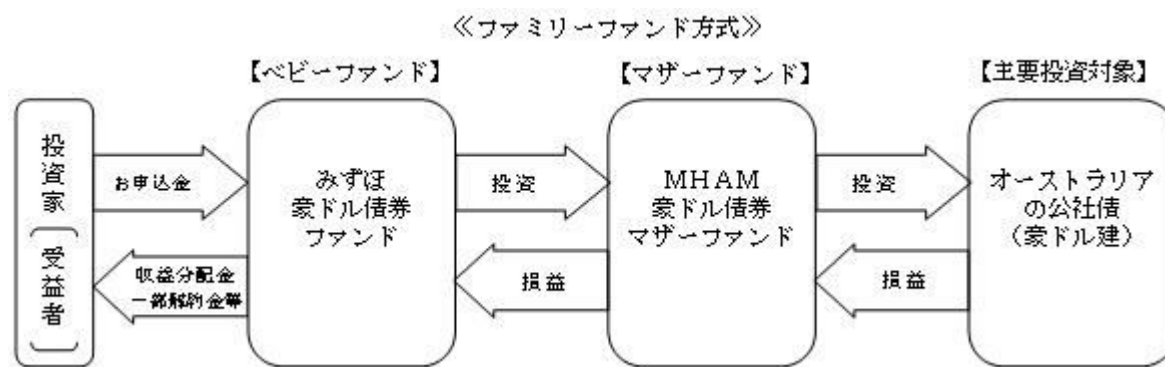
※ 委託会社は、マザーファンドについて、AMPキャピタル・インベスターズに、円の余資運用以外の運用の指図に関する権限を委託します。

AMPキャピタル・インベスターズ（投資顧問会社）は、委託会社との間の「証券投資信託の信託財産運用権限委託に関する契約〔MHAM豪ドル債券マザーファンド〕」（以下「外部委託契約」といいます。）に基づき、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドに関し、委託会社より運用の指図に関する権限の一部（円の余資運用以外の運用の指図に関する権限）の委託を受けて、投資判断および発注等を行います。

② ファミリーファンド方式の仕組み

当ファンドは「MHAM豪ドル債券マザーファンド」をマザーファンドとするファミリーファンド方式で

運用を行います。



※ ファミリーファンド方式とは、投資家の皆様からお預かりした資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資することにより、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。

※ マザーファンドのほかに、公社債等に直接投資する場合があります。

③ 委託会社の概況

名称：アセットマネジメントOne株式会社

本店の所在の場所：東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

資本金の額

20億円（2018年10月31日現在）

委託会社の沿革

1985年7月1日	会社設立
1998年3月31日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
1998年12月1日	証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可
1999年10月1日	第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブリュ・アセットマネジメント株式会社および日本興業投信株式会社と合併し、社名を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社とする。
2008年1月1日	「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」から「D I A Mアセットマネジメント株式会社」に商号変更
2016年10月1日	D I A Mアセットマネジメント株式会社、みずほ投信投資顧問株式会社、新光投信株式会社、みずほ信託銀行株式会社（資産運用部門）が統合し、商号をアセットマネジメントOne株式会社に変更

大株主の状況

（2018年10月31日現在）

株主名	住所	所有株数	所有比率
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	28,000株 ^{※1}	70.0% ^{※2}
第一生命ホールディングス株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	12,000株	30.0% ^{※2}

※1：A種種類株式（15,510株）を含みます。

※2：普通株式のみの場合の所有比率は、株式会社みずほフィナンシャルグループ51.0%、第一生命ホールディングス株式会社49.0%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

① 基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保と信託財産の中・長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。

② 運用方法

1. 主要投資対象

MHAM豪ドル債券マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

2. 投資態度

a. 主としてオーストラリアの信用力の高い公社債を主要投資対象とするMHAM豪ドル債券マザーファンド受益証券への投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の中・長期的な成長を図ることを目指します。

b. ブルームバーグオーストラリア債券（総合）インデックス^{※1}（為替ノーヘッジ・円換算ベース）^{※2}をベンチマークとし、中・長期的にベンチマーク^{※3}を上回る運用成果を目指します。

※1 ブルームバーグオーストラリア債券（総合）インデックス[正式名称：Bloomberg AusBond Composite Index]とは、オーストラリアで最も一般的な債券指数の1つで、国債・州政府債・事業債等を含む、固定利付債券を対象とした指数です。

※2 為替ノーヘッジ・円換算ベースとは、委託会社がブルームバーグオーストラリア債券（総合）インデックスを円ベースに換算したものです。

※3 ベンチマークとは、ファンドの運用にあたって、運用成果の目標の目安とする指数のことをいいます。

＊ ブルームバーグおよびブルームバーグオーストラリア債券（総合）インデックスは、ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーの商標またはサービスマークです。ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーおよびその関係会社（以下「ブルームバーグ」と総称します。）またはブルームバーグのライセンサーが、ブルームバーグオーストラリア債券（総合）インデックスに対する全ての権利を保有しています。ブルームバーグは、ブルームバーグオーストラリア債券（総合）インデックスに関連するいかなるデータまたは情報の適時性、正確性または完全性も保証するものではありません。ブルームバーグは、ブルームバーグオーストラリア債券（総合）インデックス、またはブルームバーグオーストラリア債券（総合）インデックスに関連するデータもしくは価値またはブルームバーグオーストラリア債券（総合）インデックスから得ることができる結果に関して、明示または黙示を問わず如何なる保証も行わず、ブルームバーグオーストラリア債券（総合）インデックスの商品性および特定の目的に対する適合性に関するあらゆる保証を明示的に否定します。指数に対して直接投資を行うことはできません。バックテストされたパフォーマンスは、実際のパフォーマンスではありません。法律上認められる最大限の範囲で、ブルームバーグ、ブルームバーグのライセンサー、およびこれらのそれぞれの従業員、業務受託者、代理人、サプライヤーおよびベンダーは、ブルームバーグオーストラリア債券（総合）インデックスまたはこれに関連するデータもしくは価値に関係して生じるいかなる傷害または損害についても、直接的、間接的、結果的、付随的、懲罰的またはその他であることを問わず、何らの債務も責任も負いません（これらの者の過失その他に起因するか否かを問いません。）。ブルームバーグオーストラリア債券（総合）インデックスのいかなる部分も、金融商品の申込み、あるいはブルームバーグもしくはその関係会社による投資助言もしくは投資の推奨（すなわち、「買い」、「売り」、「保有」または特定の権利に関係するその他の取引を実行するか否かの推奨）またはブルームバーグもしくはその関係会社による投資もしくはその他の戦略に関する推奨を構成するものではなく、またそのように解釈されてはなりません。ブルームバーグオーストラリア債券（総合）インデックスから得ることができるデータおよびその他の情報は、投資判断の基礎とするために十分な情報とみなされるべきではありません。ブルームバーグオーストラリア債券（総合）インデックスが提供する全ての情報は、個人的なものではなく、いかなる者、法人または集団のニーズに対応したものでもありません。ブルームバーグおよびその関係会社は、証券またはその他の権利の将来のまたは予想される価値についての意見を表明するものではなく、いかなる種類の投資戦略について、明示的にも黙示的にも、いかなる推奨または提案も行わないものではありません。

ブルームバーグまたはその子会社もしくは関係会社のアセットマネジメントOne(株)との唯一の関係は、

一定の商標、商号およびサービスマークならびにブルームバーグオーストラリア債券（総合）インデックスのライセンス付与のみであり、ブルームバーグオーストラリア債券（総合）インデックスは、アセットマネジメントOne(株)または当ファンドを考慮することなく、ブルームバーグによって決定され、構成されかつ算出されています。ブルームバーグは、ブルームバーグオーストラリア債券（総合）インデックスの決定、構成または算出において、アセットマネジメントOne(株)または当ファンドの保有者のニーズを考慮する義務を負っていません。当ファンドは、ブルームバーグまたはその子会社もしくは関係会社がスポンサーとなり、是認し、販売しまたは促進するものではありません。

c. 主としてMHAM豪ドル債券マザーファンド受益証券への投資を通じて、以下のような運用を行います。

- i. 主に豪ドル建ての国債、州政府債、事業債等の公社債に分散投資を行います。
- ii. 公社債の種別間における投資配分の決定およびデュレーション戦略は、マクロ経済分析を基礎とするトップダウン・アプローチにより決定します。なお、ファンド全体のデュレーションは、ベンチマークのデュレーションに対して-2.0年～+2.0年程度の範囲とします。
- iii. 事業債への投資にあたっては、マクロ要因分析、業種分析、個別企業の財務・業務分析等の信用リスク分析に基づき、業種配分比率の決定および銘柄選択を行います。
- iv. 組入れる公社債については、取得時においてA格相当以上(S&Pグローバル・レーティング (S&P社) によるA-格以上もしくはムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's社) によるA3格以上：格付けのない場合には、委託会社またはマザーファンドにおける約款第19条に従い運用の指図に関する権限の一部の委託を受けた者(以下「運用者」といいます。)が当該格付けと同等の信用度を有すると判断したものを含みます。)の格付けを得ている銘柄を投資適格として投資対象とするとともに、ファンド全体の加重平均格付け^{※4}を、AA格相当(AA-格[Aa3格])以上とすることを基本とします。
- ※4 「加重平均格付け」とは、各組入公社債等の格付けをそれぞれの公社債等の組入比率に応じて加重平均して算出した格付けであり、ファンドにかかる信用格付けではありません。
- v. 組入れた公社債について、取得後、格付けの低下によってA格相当以上でなくなった場合は、運用者の判断により実質投資割合^{※5}において信託財産の純資産総額の10%を上限として保有することができるものとします。
- ※5 「実質投資割合」とは、投資対象である当該資産につき、当ファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該資産のうち当ファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の当ファンドの信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。(以下同じ。)
- vi. 政府・州政府およびそれらの代理機関、国際機関等が発行・保証する公社債を除き、一発行体当たりの実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%を上限とします。
- vii. 公社債の組入比率は、高位を保つことを基本とします。
- d. MHAM豪ドル債券マザーファンド受益証券の組入比率は、高位を保つことを基本とします。
- e. 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
- f. 市況動向やファンドの資金事情等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

[公社債の格付けについて]

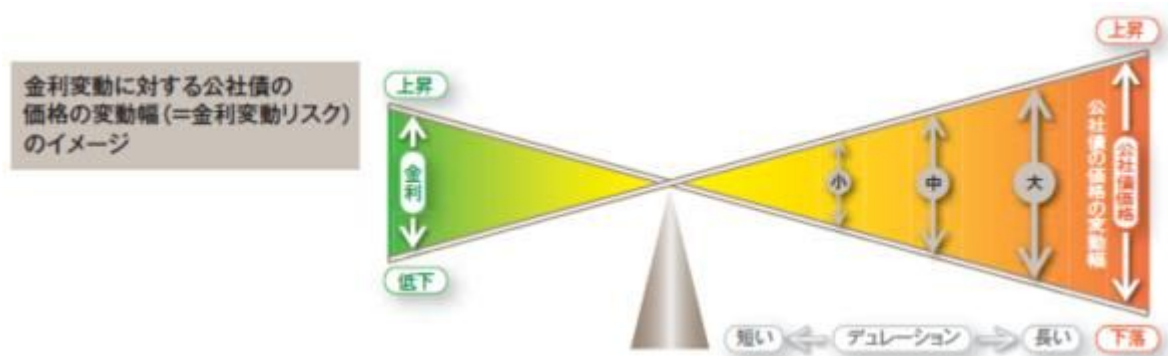
公社債の格付けとは、公社債の元本、利息の支払いの確実性の度合いを示すもので、格付け会社（S&P社、Moody's社など）によって格付けが行われています。



※当ファンド全体の加重平均格付けは、原則としてAA- (Aa3) 格以上に維持されます。

〔金利変動とデュレーションの関係について〕

デュレーションとは、公社債の投資元本の回収までに要する平均残存期間のことで、この値が大きい（長い）ほど、金利変動に対して公社債価格の感応度が高く（金利変動に対する公社債価格の変動が大き）くなります。また、一般に金利が上昇すると、公社債の価格は下落します。



〔為替変動の影響について〕

当ファンドが組み入れる外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行わないため、為替変動の影響を直接受けます。したがって、外貨建資産の円換算価格は為替が円安になれば増加し、円高になれば減少します。

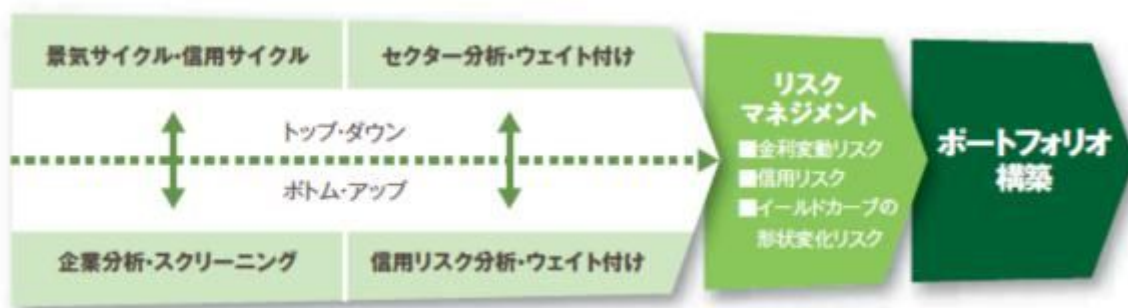


③ ファンドの投資プロセス

1. 公社債への投資プロセス

当ファンドは、主としてMHAM豪ドル債券マザーファンド受益証券への投資を通じ、公社債への運用を行います。なお、マザーファンドにおいては、委託会社より運用の指図に関する権限の一部(円の余資運用以外の運用の指図に関する権限)の委託を受けたAMPキャピタル・インベスターズが、以下のプロセスを経て公社債への投資を行います。

～マクロ経済分析と信用リスク分析の双方から付加価値を追求します～



a. マクロ経済分析を基礎とするトップダウン・アプローチにより中期的な経済見通し、金利の方向性と変化のタイミング等を評価分析します。さらに短期的な展望を反映し、公社債の種別間における投資配分、市場の動きに応じて機動的にデュレーション戦略・イールドカーブ戦略（償還までの期間がどの程度の長さの公社債に投資の重点を置くか）を決定します。

- b. 事業債への投資にあたっては、マクロ要因分析、業種分析、個別企業の財務・業務分析等さまざまな側面から信用リスクを分析し、銘柄選択を行います。
- c. 公社債のリスク・リターンに関する3つの主要ファクターであるデュレーション、信用力（格付け）、イールドカーブを常時モニターし、ポートフォリオ全体のリスクを管理します。

※ 上記のプロセスは、今後変更される場合があります。

- 2. 円の余資運用にあたっては、委託会社が、適宜、わが国の短期金融商品への投資を行い、効率的な資産運用に努めます。

（2）【投資対象】

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - a. 有価証券
 - b. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第27条、第28条および第29条に定めるものに限りします。）
 - c. 金銭債権
 - d. 約束手形（a.に掲げるものに該当するものを除きます。）
- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - a. 為替手形

② 有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主としてアセットマネジメントOne株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社として締結されたMHAM豪ドル債券マザーファンドの受益証券（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1. 国債証券
- 2. 地方債証券
- 3. 特別の法律により法人が発行する債券
- 4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
- 5. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 6. 転換社債の転換および新株予約権（会社法第236条第1項第3号の財産が新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしている新株予約権付社債（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限りします。）の行使により取得した株券
- 7. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1.～7.の証券または証書の性質を有するもの

9. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
10. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
11. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
12. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
13. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
14. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
15. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
16. 外国の者に対する権利で前記15.の有価証券の性質を有するもの
なお、1.から5.までの証券および8.の証券または証書のうち1.から5.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、6.の証券および8.の証券または証書のうち6.の証券の性質を有するものを以下「株式」といい、9.の証券および10.の証券（外国投資証券で投資法人債券に類する証券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

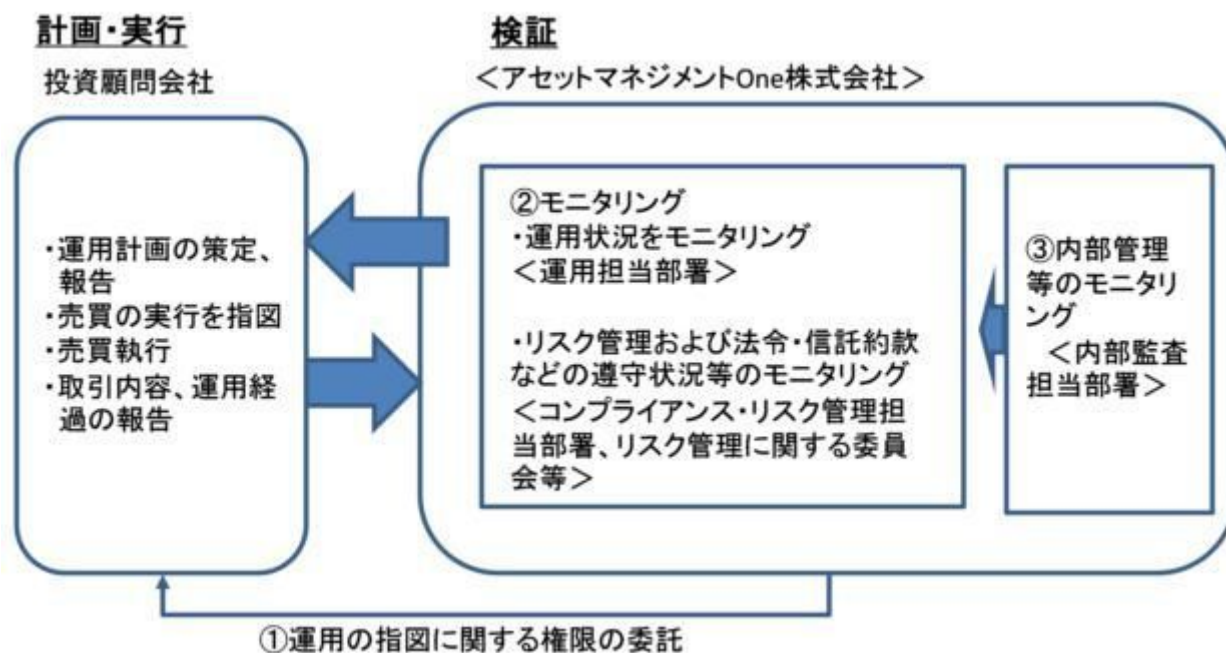
③ 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。また、②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を以下に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5.の権利の性質を有するもの

（3）【運用体制】

a. ファンドの運用体制



① 運用の指図に関する権限の委託

当ファンドが主要投資対象とするMHAM豪ドル債券マザーファンドは、AMPキャピタル・インベスターズに円の余資運用の指図を除く信託財産の運用の指図権限を委託します。

AMPキャピタル・インベスターズは外部委託契約に基づいて運用計画を策定・報告し、運用指図および売買執行・管理を行います。

② モニタリング

委託会社では、各運用担当者が運用の委託先である投資顧問会社の運用状況をモニタリングし、必要に応じて対応を指示します。

運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署（60～70人程度）は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施し、必要に応じて対応を指示します。

定期的開催されるリスク管理に関する委員会等において運用リスク管理状況、運用実績、法令・信託約款などの遵守状況等について検証・報告を行います。

③ 内部管理等のモニタリング

内部監査担当部署（10～20人程度）が運用、管理等に関する業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施します。

b. ファンドの関係法人に関する管理

ファンドの関係法人である受託会社・投資顧問会社に対して、その業務に関する委託会社の管理担当部署は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認します。

また、投資顧問会社に対しては、運用の外部委託管理に関する社内規程を設け、経営陣・運用担当者との面談を含めた、委託継続にかかる点検（デューデリジェンス）を定期的に行います。

c. 運用体制に関する社内規則

運用体制に関する社内規則として運用管理規程および職務責任権限規程等を設けており、運用担当者の任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図ります。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規を定めています。

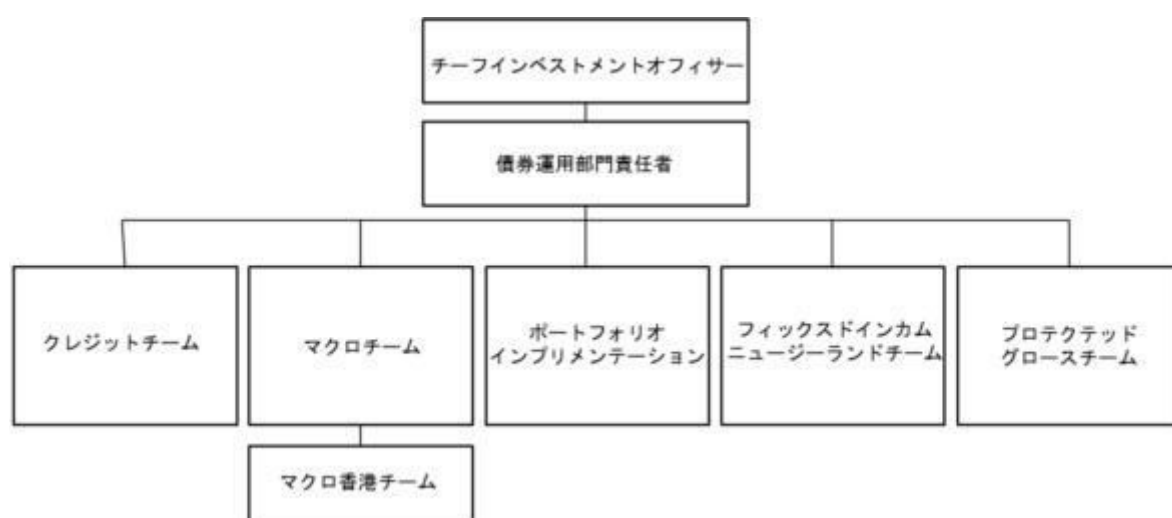
※運用体制は2018年10月31日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

※上記体制は、マザーファンドを通じた実質的な運用体制を記載しております。

<AMPキャピタル・インベスターズの運用体制>

マザーファンドにおいて、円の余資運用の指図を除く運用の指図に関する権限の委託を受けたAMPキャピタル・インベスターズでは、債券運用部門のクレジットチーム、マクロチームにより投資戦略が策定され、同部門責任者ならびにチーフインベストメントオフィサーの承認のもと意思決定がなされます。

AMPキャピタル・インベスターズの債券運用チームの組織(2018年9月末現在)



AMPキャピタル・インベスターズのファンドに係る意思決定については、運用担当部署から独立したマネジメント・コンプライアンス部門（2018年9月末現在5名）が運用に関する法令・信託約款などの遵守状況等について検証・報告を行います。また、AMPキャピタル・インベスターズでは、AMPキャピタル・インベスターズおよびAMPグループに対して独立性を確保した内部監査部門（2018年9月末現在で6名程度）が内部監査計画に則って、内部統制やリスク管理並びに業務執行の適正性、妥当性、効率性等の観点からモニタリングを実施します。

※ なお、上記の組織の体制等については、変更になることがあります。

(参考：AMPキャピタル・インベスターズについて)

- ・ AMPキャピタル・インベスターズは、オーストラリアを代表する総合金融グループであるAMPグループの一員です。
- ・ 2018年6月末現在において、約1,893億豪ドル（約15.4兆円）の資産を運用するオーストラリアで最大規模の運用会社です。
- ・ オーストラリアの公社債への投資経験は160年以上に及びます。

(4) 【分配方針】

① 収益分配方針

毎決算期末(原則として毎月20日。ただし、休業日の場合は翌日以降の最初の営業日)に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。

1. 分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益(繰越分およびマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。))を含みます。))および売買益(評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額)等の全額とします。
 2. 分配金額は、上記の分配対象収益範囲のうち、原則として利息収入相当分を中心とし、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。
 3. 売買益(評価益を含みます。))については、原則として毎年5月および11月の決算時に分配を行います。ただし、分配対象額が少額の場合ならびに委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案したうえで、分配を見送る場合があります。
 4. 収益分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。
- ※ 将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

② 収益分配金の支払い

1. 収益分配金は、原則として毎計算期間終了日から起算して5営業日までに販売会社において支払いが開始されます。
2. 収益分配金の再投資に関する契約に基づいて収益分配金を再投資することにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

※ 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に対し、お支払します。

【収益分配金に関する留意事項】

投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

投資信託から分配金が
支払われるイメージ



分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

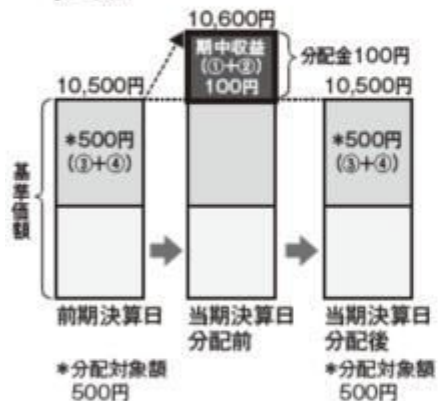
分配金額と基準価額の関係（イメージ）

分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

①配当等収益（経費控除後）、②有価証券売買益・評価益（経費控除後）、③分配準備積立金、④収益調整金

計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合

ケースA



計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

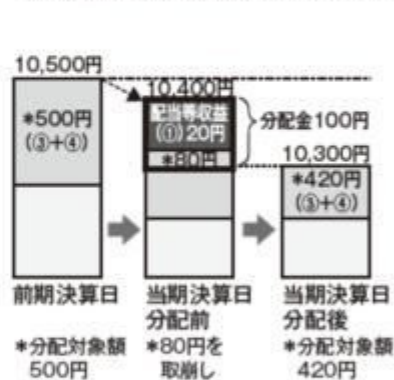
ケースB

<前期決算日から基準価額が上昇した場合>



ケースC

<前期決算日から基準価額が下落した場合>



上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次の通りとなります。

ケースA: 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差0円=100円

ケースB: 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲50円=50円

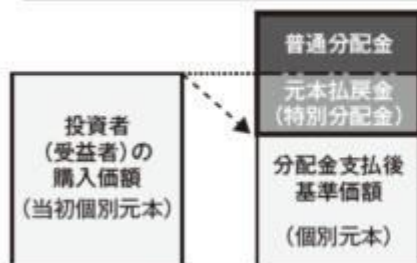
ケースC: 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲200円=▲100円

★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではないのでご注意ください。

投資者（受益者）のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりがいさかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

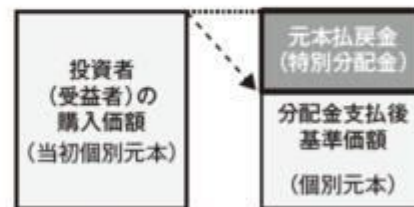


※元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金（特別分配金）部分は、非課税扱いとなります。

普通分配金：個別元本（投資者（受益者）のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者（受益者）の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



（５）【投資制限】

ａ．約款で定める投資制限

① 株式（約款 運用の基本方針 運用方法 （３）投資制限、約款第22条、約款第24条および第25条）

1. 委託会社は、株式への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。なお、株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。）の行使により取得するものに限り行うものとします。
2. 委託会社は、同一銘柄の株式への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
3. 委託会社が投資することを指図する株式は、証券取引所（「証券取引所」とは、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金

融商品市場（以下「取引所」といいます。）のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）に上場(上場予定を含みます。)されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式についてはこの限りではありません。

② 投資信託証券(約款第22条)

委託会社は、投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

③ 転換社債等(約款第26条)

委託会社は、同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 外貨建資産(約款 運用の基本方針 運用方法 (3) 投資制限および約款第33条)

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。ただし、外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑤ 外国為替予約(約款第34条)

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

⑥ 信用リスク集中回避のための投資制限（約款第26条の1の2）

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

⑦ デリバティブ取引等(約款第26条の2)

委託会社は、デリバティブ取引等（デリバティブ取引とは、金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引、選択権付債券売買および商品投資等取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条第10号に規定するものをいいます。）を含みます。以下「デリバティブ取引等」といいます（ただし、この信託において取引可能なものに限りです。以下同じ。）。）について、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

⑧ 有価証券先物取引等(約款第27条)

1. 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます）

す。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）

- a. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象有価証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
 - b. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（信託財産の組入ヘッジ対象有価証券とマザーファンドの組入ヘッジ対象有価証券のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入ヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入抵当証券の利払金および償還金とマザーファンドが限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入抵当証券の利払金および償還金のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入抵当証券の利払金および償還金の割合を乗じて得た額をいいます。）とを加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等、ならびに(2) 投資対象 ③ 1.から4.に掲げる金融商品で運用している額（以下「金融商品運用額」といいます。）とマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
 - c. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、1.2.3.で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
2. 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引および通貨にかかるオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
- a. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジの対象とする外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
 - b. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券とマザーファンドの信託財産に属する外貨建有価証券のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）を加えた額の買付代金等実需の範囲内とします。
 - c. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額

が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ1.2.3.で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

3. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

a. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額がヘッジの対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに(2) 投資対象 ③ 1.から4.に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象金利商品の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。

b. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額とマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。))を加えた額を差し引いた額をいいます。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

c. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ1.2.3.で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

⑨ スワップ取引(約款第28条)

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

3. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額と

の合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下同じ。))が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

4. 前記3.においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
5. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
6. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めたときは、担保の提供または担保の受入れの指図を行うものとします。

⑩ 金利先渡取引および為替先渡取引(約款第29条)

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
2. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下同じ。))が、信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。以下同じ。))を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
4. 前記3.においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
5. 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下同じ。))が、信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。以下同じ))を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当

該ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

6. 前記5.においてマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
7. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
8. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めたときは、担保の提供または担保の受入れの指図を行うものとします。

⑪ 有価証券の貸付(約款第30条)

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を以下の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - a. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - b. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
2. 前記1.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
3. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑫ 公社債の空売り(約款第31条)

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引渡し、または買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 前記1.の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、前記2.の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

⑬ 公社債の借入れ(約款第32条)

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

2. 前記1.の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、前記2.の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
4. 前記1.の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

⑭ 資金の借入れ(約款第41条)

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
2. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を上回らない範囲内とします。
3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
4. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

b. 法令で定める投資制限

○ 同一の法人の発行する株式の取得割合（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

<参考>MHAM豪ドル債券マザーファンドの投資方針

(1) 基本方針

この投資信託は、オーストラリアの公社債に投資し、安定した収益の確保と信託財産の中・長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。

(2) 運用方法

① 投資対象

オーストラリアの信用力の高い公社債を主要投資対象とします。

② 投資態度

1. 主として豪ドル建ての国債、州政府債、事業債等の公社債に分散投資を行い、安定した収益の確保と

信託財産の中・長期的な成長を図ることを目指します。

2. ブルームバーグオーストラリア債券（総合）インデックス（為替ノーヘッジ・円換算ベース）をベンチマークとし、中・長期的にベンチマークを上回る運用成果を目指します。
3. 公社債の種別間における投資配分の決定およびデュレーション戦略は、マクロ経済分析を基礎とするトップダウン・アプローチにより決定します。なお、ファンド全体のデュレーションは、ベンチマークのデュレーションに対して-2.0年～+2.0年程度の範囲とします。
4. 事業債への投資にあたっては、マクロ要因分析、業種分析、個別企業の財務・業務分析等の信用リスク分析に基づき、業種配分比率の決定および銘柄選択を行います。
5. 組入れる公社債については、取得時においてA格相当以上（S&Pグローバル・レーティング（S&P社）によるA-格以上もしくはムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's社）によるA3格以上：格付けのない場合には、委託会社または約款第19条に従い運用の指図に関する権限の一部の委託を受けた者（以下、「運用者」といいます。）が当該格付けと同等の信用度を有すると判断したものを含みます。）の格付けを得ている銘柄を投資適格として投資対象とするとともに、ファンド全体の加重平均格付けを、AA格相当（AA-格[Aa3格]）以上とすることを基本とします。
6. 組入れた公社債について、取得後、格付けの低下によってA格相当以上でなくなった場合は、運用者の判断により信託財産の純資産総額の10%を上限として保有することができるものとします。
7. 政府・州政府およびそれらの代理機関、国際機関等が発行・保証する公社債を除き、一発行体当たりの投資比率は、信託財産の純資産総額の10%を上限とします。
8. 公社債の組入比率は、高位を保つことを基本とします。
9. 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
10. 市況動向やファンドの資金事情等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

③ 主な投資制限

1. 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得したものに限り、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
2. 外貨建資産への投資には、制限を設けません。
3. 同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
4. 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
5. 投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
6. 有価証券先物取引等は、約款第23条の範囲で行います。
7. スワップ取引は、約款第24条の範囲で行います。
8. 金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第25条の範囲で行います。
9. 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3【投資リスク】

(1) 当ファンドにおける主として想定されるリスクと収益性に与える影響度合い

- ・当ファンドは、主としてMHAM豪ドル債券マザーファンド受益証券への投資を通じて値動きのある有価証

券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。したがって、元本や一定の投資成果が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。

- ・運用により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者の皆様に帰属します。
- ・投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ・登録金融機関が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- ・投資信託は預貯金とは異なります。
- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

当ファンドにおいて主として想定されるリスクは以下の通りですが、基準価額の変動要因はこれらに限定されるものではありません。

なお、以下のリスクは主にマザーファンドを通じて当ファンドが行う有価証券等への投資により発生します。

① 金利変動リスク

金利変動リスクとは、金利変動により公社債の価格が下落するリスクをいいます。一般に金利が上昇した場合には、既に発行されて流通している公社債の価格は下落します。金利上昇は、当ファンドが投資する公社債の価格に影響を及ぼし、当ファンドの基準価額を下落させる要因となります。

② 為替変動リスク

為替変動リスクとは、為替変動により外貨建資産の円換算価格が下落するリスクをいいます。当ファンドでは、原則として為替ヘッジを行わないため、投資対象通貨（主として豪ドル）と円との外国為替相場が円高となった場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

③ 信用リスク

信用リスクとは、公社債等の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金を予め決められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行）リスクをいいます。一般に債務不履行が生じた場合、またはその可能性が高まった場合には、当該発行体が発行する公社債および短期金融商品（コマーシャル・ペーパー等）の価格は下落します。当ファンドが投資する公社債等の発行体がこうした状況に陥った場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。なお、当ファンドでは、組入れた公社債が、取得後に格付けの低下によりA格相当以上でなくなった場合、運用者の判断により実質投資割合において信託財産の純資産総額の10%を上限として当該公社債を保有することがあります。

④ 流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券を売却(または購入)しようとする際に、需要(または供給)がないため、有価証券を希望する時期に、希望する価格で売却(または購入)することができなくなるリスクをいいます。一般に規模が小さい市場での売買や、取引量の少ない有価証券の売買にあたっては、流動性リスクへの留意が特に必要とされます。また、一般に市場を取り巻く外部環境の急変があった場合には、市場実勢価格での売買ができなくなる可能性が高まります。当ファンドが投資する公社債等の流動性が損なわれた場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

⑤ カントリーリスク

カントリーリスクとは、投資先となっている国（地域）の政治・経済・社会・国際関係等が不安定な状態、あるいは混乱した状態等に陥った場合に、当該国における資産価値や当該国通貨の価値が下落するリスクをいいます。当ファンドの主要投資先となっているオーストラリアがこうした状態に陥った場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

<その他>

- ・有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。
- ・当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。当該方式は、運用の効率化に資するものですが、一方で、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドに対し、他のベビーファンドにより多額の追加設定・一部解約等がなされた場合には、マザーファンドにおける売買ならびに組入比率の変化等により、当ファンドの基準価額や運用が影響を受ける場合があります。
- ・当ファンドは、証券取引所における取引の停止等があるときには、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことがあります。

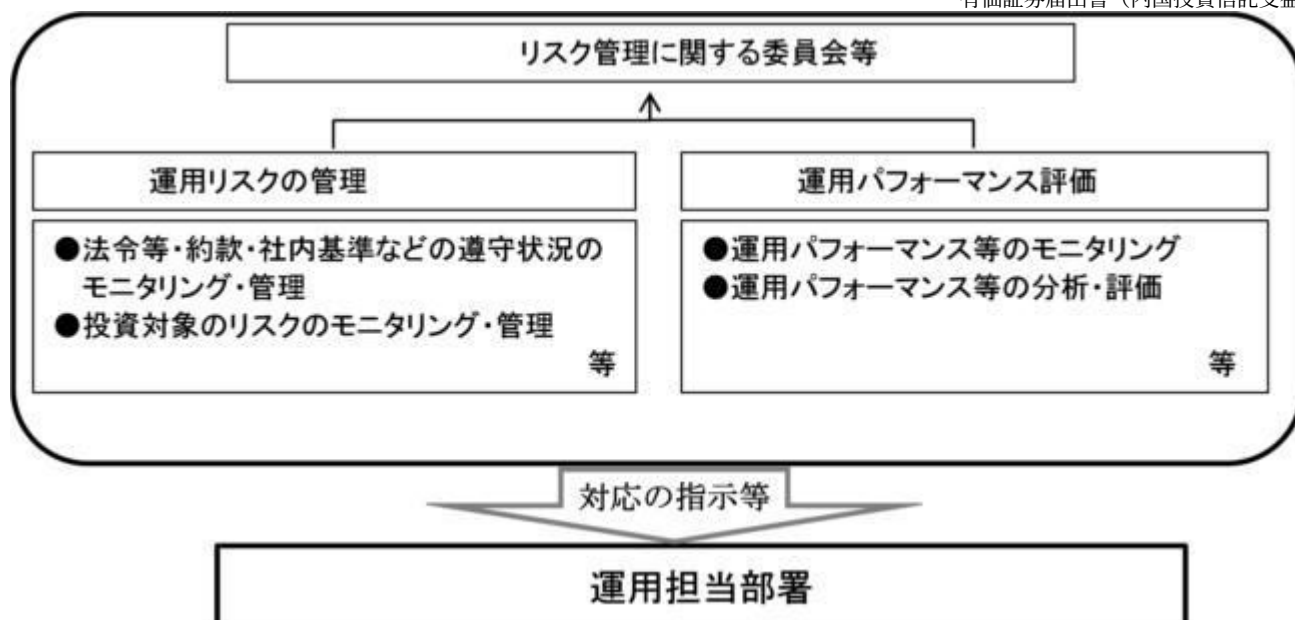
<収益分配金に関する留意点>

- ・投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。
- ・分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・投資家（受益者）のファンドの取得価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド取得後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

(2) リスク管理体制

委託会社におけるファンドの投資リスクに対する管理体制については、以下のとおりです。

- ・運用リスクの管理：運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。
- ・運用パフォーマンス評価：運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。
- ・リスク管理に関する委員会等：上記のとおり運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、リスク管理に関する委員会等は総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。



※リスク管理体制は2018年10月31日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

なお、当マザーファンドにおいて、委託会社より運用に関する権限の委託を受けたAMPキャピタル・インベスターズは、以下の体制によりリスク管理を行います。

AMPキャピタル・インベスターズにおいては、運用担当者は、アセットマネジメントOneが定めたガイドラインの制限の中で運用を行い、格付け毎の組入比率やポートフォリオの投資制限の遵守状況を常時モニターします。リスク管理部門では、運用リスクを含めたリスクのチェック・管理を行うとともに、パフォーマンスの分析・評価を実施します。コンプライアンス部門では、ガイドラインに定められた制限等の遵守状況を把握・管理し、必要に応じて関連部門へ報告・指導を行うとともに、毎月コンプライアンス・レポートをアセットマネジメントOneに提出します。

※上記のリスク管理体制および組織名称等については変更になることがあります。

<参考情報>

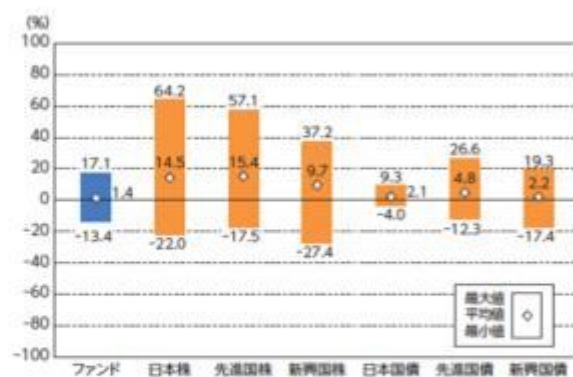
ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

2013年11月～2018年10月



ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

2013年11月～2018年10月



* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算していますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。(以下同じ。)
 * 年間騰落率(各月末時点について1年前と比較したもの)は、分配金再投資基準価額をもとに計算していますので、基準価額をもとに計算した騰落率とは異なる場合があります。

* 上記は、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように、2013年11月～2018年10月の5年間における年間騰落率(各月末時点について1年前と比較したもの)の平均・最大・最小を表示したものです。
 * 当ファンドの年間騰落率は、分配金再投資基準価額をもとに計算していますので、基準価額をもとに計算した騰落率とは異なる場合があります。
 * 代表的な資産クラスは比較対象として記載しているため、当ファンドの投資対象とは限りません。

*各資産クラスの指数

日本株…東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
 先進国株…MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)
 新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
 日本国債…NOMURA-BPI国債
 先進国債…FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
 新興国債…JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースィファイド(円ベース)
 (注)海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

- 「東証株価指数(TOPIX)」は、東京証券取引所第一部に上場されているすべての株式の時価総額を指数化したものです。同指数は、株式会社東京証券取引所(後東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、後東京証券取引所が有しています。
- 「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- 「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- 「NOMURA-BPI国債」は、野村證券株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
- 「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
- 「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースィファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

- ① 申込手数料(受益権1口当たり)は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、2.16%(税抜2%)を上限に各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。なお、申込手数料には、消費税等相当額が課せられます。
- ② 申込手数料については、販売会社にお問い合わせください。

- ③ 「分配金再投資コース」における収益分配金は、毎計算期末の翌営業日に原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。
- ④ 販売会社で支払いを受けた償還金をもって、当ファンドの受益権の取得申込みをする場合、販売会社によっては取得申込口数のうち当該償還金額の範囲内で取得する口数についての申込手数料を上記①に定める申込手数料の規定にかかわらず、販売会社が独自に定めることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。なお、償還乗換えの際に償還金の支払いを受けたことを証する書類を提示いただくことがあります。

＜申込手数料を対価とする役務の内容＞

商品や投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等にかかる費用の対価

(2) 【換金（解約）手数料】

ありません。

(3) 【信託報酬等】

- ① 信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.35%(税抜 1.25%)の率を乗じて得た額とします。

その配分（税抜）については、純資産総額の残高に応じて以下の通りとなります。

純資産総額	委託会社	販売会社	受託会社
150億円以下の部分	0.65%	0.55%	0.05%
150億円超の部分	0.60%	0.60%	0.05%

※ AMPキャピタル・インベスターズが受け取る当ファンドにかかるマザーファンドの外部委託契約の報酬の額は、「MHAM豪ドル債券マザーファンド」の信託財産の平均純資産総額(月末純資産総額の平均値)に、当該額が150億円以下の部分は年0.35%の率、当該額が150億円を超える部分については年0.30%の率を乗じて計算される金額の合計額を、原則として、マザーファンドにおける当ファンドの出資比率に応じ按分した額とし、円の余資以外の運用の対価等として、当ファンドの委託会社が受け取る報酬から支払期日毎に支弁するものとします。

- ② 信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。なお、信託報酬にかかる消費税等相当額は、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

※信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率

＜信託報酬等を対価とする役務の内容＞

委託会社	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価
販売会社	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

(4) 【その他の手数料等】

- ① 信託財産に関する租税、特定資産の価格調査に要する費用、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査に要する費用および当該費用にかかる消費税等相当額、外国における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息および資金の借入れを行った際の当該借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、当該費用にかかる消費税等相当額とともに毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支弁します。
- ② 当ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料、先物・オプション取引等に要する費用およびこれら手数料ならびに費用にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ③ 上記①、②の手数料等（借入金の利息および財務諸表の監査に要する費用を除きます。）については、当ファンドが投資対象とするマザーファンドにおいて発生する場合、マザーファンドの信託財産中から支弁されます。これらはマザーファンドの基準価額に反映されるため、結果として当ファンドの受益者が間接的に負担することとなります。

（５）【課税上の取扱い】

◇ 当ファンドは、課税上「株式投資信託」として取扱われます。

○ 個人の受益者に対する課税

① 収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率で源泉徴収による申告不要制度が適用されます。なお、確定申告により、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用なし）のいずれかを選択することもできます。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

② 解約時および償還時

解約時および償還時の差益（譲渡益）[※]については、譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率での申告分離課税が適用されます。

原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）を利用する場合、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。

※ 解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を含みます。）を控除した利益。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

③ 損益通算について

解約（換金）時および償還時の差損（譲渡損）については、確定申告を行うことにより上場株式等（上場株式、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）、公募株式投資信託および特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）など。以下同じ。）の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得および利子所得の金額（配当所得については申告分離課税を選択したものに限りま）との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、特定口座（源泉徴収

口座）をご利用の場合、その口座内において損益通算を行います（確定申告不要）。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※ 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA（ジュニアニーサ）」をご利用の場合

NISAおよびジュニアNISAは、上場株式や公募株式投資信託などにかかる非課税制度です。毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。なお、同非課税口座内で少額上場株式等にかかる譲渡損失が生じた場合には、課税上譲渡損失はないものとみなされ、他の口座の上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得等の金額との損益通算を行うことはできませんので、ご注意ください。

○ 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。））の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収は行われません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

※ 上記は、2018年10月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

※ 課税上の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

◇ 個別元本方式について

受益者毎の信託時の受益権の価額等を当該受益者の元本とする個別元本方式は次のとおりです。

<個別元本について>

- ① 受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- ② 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の両コースで同一ファンドの受益権を取得する場合はコース別に個別元本の算出が行われる場合があります。

- ③ 収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の<収益分配金の課税について>を参照。）

<収益分配金の課税について>

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

収益分配の際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分

配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※ 税法が改正された場合等は、上記内容が変更になることがあります。

5【運用状況】

以下の運用状況は平成30年10月31日現在です。

投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。なお、小数点第3位を切捨てており、端数調整は行っておりません。

（1）【投資状況】

みずほ豪ドル債券ファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	94,160,354,552	99.70
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	277,702,901	0.29
合計(純資産総額)		94,438,057,453	100.00

（参考）MHAM豪ドル債券マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	オーストラリア	33,624,877,610	20.46
地方債証券	オーストラリア	27,010,012,973	16.43
特殊債券	ドイツ	2,764,292,874	1.68
	オーストラリア	2,537,280,723	1.54
	国際機関	2,400,271,276	1.46
	小計	7,701,844,873	4.68
社債券	オーストラリア	68,343,383,147	41.59
	スイス	6,233,236,995	3.79
	イギリス	4,826,219,592	2.93
	アメリカ	3,505,881,386	2.13
	ドイツ	1,987,419,626	1.20
	ニュージーランド	1,869,216,477	1.13
	オランダ	1,557,930,042	0.94
	フランス	1,394,755,977	0.84
	カナダ	1,345,174,172	0.81
	日本	831,017,596	0.50

	小計	91,894,235,010	55.92
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	4,084,812,946	2.48
合計(純資産総額)		164,315,783,412	100.00

その他の資産の投資状況

投資資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
債券先物取引	売建	オーストラリア	583,575,319	△0.35

（注）債券先物取引の時価の算定方法については、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場により評価しております。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

みずほ豪ドル債券ファンド

イ.評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	MHAM豪ドル債券マザーファン ド	34,135,859,394	2.7293	93,167,001,045	2.7584	94,160,354,552	99.70

ロ.種類別投資比率

種類	国内／外国	投資比率（％）
親投資信託受益証券	国内	99.70
合計		99.70

（参考）MHAM豪ドル債券マザーファンド

イ.評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	オーストラリア	国債証券	AUSTRALIAN GOVT 4.5%	242,330,000	9,437.49	22,869,877,860	9,663.30	23,417,082,644	4.5	2033年 4 月21日	14.25
2	オーストラリア	地方債証券	QUEENSLAND TREASURY5.75%	47,000,000	9,355.18	4,396,935,352	9,347.96	4,393,541,200	5.75	2024年 7 月22日	2.67
3	オーストラリア	社債券	MACQUARIE UNIVERSITY6.75%	44,500,000	8,844.97	3,936,014,124	8,642.44	3,845,886,590	6.75	2020年 9 月 9日	2.34
4	オーストラリア	社債券	WESFARMERS LTD 6.25%	45,400,000	8,370.63	3,800,269,107	8,146.76	3,698,632,309	6.25	2019年 3 月28日	2.25
5	オーストラリア	地方債証券	QUEENSLAND TREASURY4.75%	38,200,000	8,943.55	3,416,436,253	9,014.16	3,443,409,731	4.75	2025年 7 月21日	2.09

6	オーストラリア	国債証券	AUSTRALIAN GOVT 3.25%	39,450,000	8,181.90	3,227,762,725	8,317.67	3,281,324,129	3.25	2039年6月21日	1.99
7	オーストラリア	社債券	AUST & NZ BANK 3.25%	37,000,000	8,110.66	3,000,946,873	8,123.89	3,005,839,587	3.25	2021年4月7日	1.82
8	オーストラリア	社債券	NATIONAL AUSTRALIA BK 3%	37,000,000	8,048.48	2,977,938,053	8,074.56	2,987,589,882	3	2021年5月12日	1.81
9	オーストラリア	社債券	AUST & NZ BANK 5%	31,300,000	8,772.63	2,745,833,559	8,780.59	2,748,327,490	5	2023年8月16日	1.67
10	オーストラリア	地方債証券	NEW S WALES 5%	28,600,000	9,061.50	2,591,589,915	9,075.14	2,595,491,184	5	2024年8月20日	1.57
11	オーストラリア	社債券	COMMONWEALTH BANK 7.25%	29,500,000	8,770.63	2,587,336,794	8,499.42	2,507,329,490	7.25	2020年2月5日	1.52
12	オーストラリア	社債券	WESTPAC BANKING 7.25%	29,100,000	8,771.03	2,552,371,010	8,501.42	2,473,915,548	7.25	2020年2月11日	1.50
13	オーストラリア	社債券	WOOLWORTHS 6%	30,100,000	8,344.96	2,511,832,960	8,131.52	2,447,588,002	6	2019年3月21日	1.48
14	スイス	社債券	UBS AG AUSTRALIA 2.7%	29,600,000	8,016.78	2,372,968,781	8,042.55	2,380,595,240	2.7	2020年8月10日	1.44
15	オーストラリア	社債券	COMMONWEALTH BANK 3.5%	29,000,000	8,165.88	2,368,105,307	8,167.97	2,368,712,643	3.5	2021年1月18日	1.44
16	オーストラリア	国債証券	AUSTRALIAN GOVT 3%	28,810,000	7,393.69	2,130,122,855	7,917.92	2,281,153,536	3	2047年3月21日	1.38
17	オーストラリア	社債券	NATIONAL AUSTRALIA BK 3%	25,000,000	7,916.47	1,979,119,600	7,974.25	1,993,562,800	3	2023年2月10日	1.21
18	ドイツ	社債券	DEUTSCHE BAHN FIN 3.5%	24,400,000	8,038.12	1,961,301,827	8,145.16	1,987,419,626	3.5	2024年9月27日	1.20
19	オーストラリア	国債証券	AUSTRALIAN GOVT 3.75%	22,000,000	8,674.58	1,908,408,902	8,952.37	1,969,522,896	3.75	2037年4月21日	1.19
20	オーストラリア	社債券	TELSTRA CORP LTD 7.75%	22,300,000	8,978.05	2,002,105,952	8,695.60	1,939,120,762	7.75	2020年7月15日	1.18
21	イギリス	社債券	HSBC HOLDINGS 3.35%	23,000,000	7,934.88	1,825,023,655	8,002.58	1,840,594,307	3.35	2024年2月16日	1.12
22	オーストラリア	社債券	NISSAN FINANCIAL 3%	22,500,000	8,061.49	1,813,836,634	8,061.28	1,813,789,694	3	2020年3月3日	1.10
23	オーストラリア	地方債証券	NEW S WALES 3%	21,200,000	7,868.03	1,668,024,305	8,026.40	1,701,598,326	3	2028年3月20日	1.03
24	オーストラリア	社債券	GENERAL PROPERTY 3.591%	20,500,000	7,943.67	1,628,454,351	8,056.49	1,651,581,926	3.591	2023年11月7日	1.00
25	オーストラリア	地方債証券	QUEENSLAND TREASURY 3.5%	20,000,000	8,039.80	1,607,961,778	8,225.41	1,645,082,085	3.5	2030年8月21日	1.00
26	オーストラリア	社債券	SUNCORP-METWAY 3.5%	20,000,000	8,011.58	1,602,317,374	8,055.67	1,611,135,750	3.5	2021年4月12日	0.98
27	オーストラリア	社債券	WESTPAC BANKING 2.75%	19,600,000	7,892.64	1,546,958,836	8,003.69	1,568,725,059	2.75	2022年8月31日	0.95
28	国際機関	特殊債券	ASIAN DEVELOPMENT 5%	18,000,000	8,724.49	1,570,409,136	8,676.35	1,561,743,216	5	2022年3月9日	0.95
29	オーストラリア	社債券	FBG FINANCE PTY 3.75%	18,600,000	8,110.65	1,508,582,612	8,105.68	1,507,657,284	3.75	2024年9月6日	0.91
30	イギリス	社債券	BP CAPITAL MARKETS 4.75%	18,500,000	8,182.07	1,513,683,468	8,031.22	1,485,775,996	4.75	2018年11月15日	0.90

ロ.種類別投資比率

種類	国内／外国	投資比率（％）
国債証券	外国	20.46
地方債証券	外国	16.43
特殊債券	外国	4.68
社債券	国内	0.50

	外国	55.41
合計		97.51

②【投資不動産物件】

みずほ豪ドル債券ファンド

該当事項はありません。

（参考）MHAM豪ドル債券マザーファンド

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

みずほ豪ドル債券ファンド

該当事項はありません。

（参考）MHAM豪ドル債券マザーファンド

資産の種類	地域	取引所	資産の名称	建別	数量	通貨	帳簿価額	帳簿価額 (円)	評価額	評価額 (円)	投資比率 (%)
債券先物取引	オーストラリア	シドニー先物取引所	AU 10Y 1812	売建	56	オーストラリア・ドル	7,240,075.94	580,943,693	7,272,872.88	583,575,319	△0.35

（注）時価の算定方法

計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場により評価しております。

（3）【運用実績】

①【純資産の推移】

みずほ豪ドル債券ファンド

平成30年10月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

期別		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第11特定期間末	（平成21年 4月20日）	68,367	68,830	0.7389	0.7439
第12特定期間末	（平成21年10月20日）	88,638	89,373	0.8441	0.8511
第13特定期間末	（平成22年 4月20日）	137,761	138,900	0.8464	0.8534
第14特定期間末	（平成22年10月20日）	182,096	183,759	0.7663	0.7733
第15特定期間末	（平成23年 4月20日）	211,584	213,387	0.8212	0.8282
第16特定期間末	（平成23年10月20日）	236,872	239,127	0.7351	0.7421
第17特定期間末	（平成24年 4月20日）	231,377	233,161	0.7784	0.7844

第18特定期間末	（平成24年10月22日）	228,436	230,234	0.7624	0.7684
第19特定期間末	（平成25年 4月22日）	193,468	194,715	0.9310	0.9370
第20特定期間末	（平成25年10月21日）	142,042	143,077	0.8228	0.8288
第21特定期間末	（平成26年 4月21日）	136,420	137,421	0.8183	0.8243
第22特定期間末	（平成26年10月20日）	133,112	134,114	0.7976	0.8036
第23特定期間末	（平成27年 4月20日）	136,525	137,561	0.7909	0.7969
第24特定期間末	（平成27年10月20日）	124,043	125,100	0.7046	0.7106
第25特定期間末	（平成28年 4月20日）	116,989	118,050	0.6618	0.6678
第26特定期間末	（平成28年10月20日）	109,822	110,924	0.5980	0.6040
第27特定期間末	（平成29年 4月20日）	121,860	122,594	0.5813	0.5848
第28特定期間末	（平成29年10月20日）	124,822	125,539	0.6098	0.6133
第29特定期間末	（平成30年 4月20日）	107,611	108,096	0.5544	0.5569
第30特定期間末	（平成30年10月22日）	94,081	94,528	0.5268	0.5293
	平成29年10月末日	122,364	—	0.5996	—
	11月末日	118,768	—	0.5876	—
	12月末日	120,077	—	0.6024	—
	平成30年 1月末日	116,240	—	0.5942	—
	2月末日	110,196	—	0.5656	—
	3月末日	107,428	—	0.5520	—
	4月末日	106,752	—	0.5512	—
	5月末日	104,943	—	0.5526	—
	6月末日	102,026	—	0.5442	—
	7月末日	101,093	—	0.5487	—
	8月末日	97,756	—	0.5389	—
	9月末日	97,156	—	0.5419	—
	10月末日	94,438	—	0.5322	—

（注）表中の末日とは当該月の最終営業日を指します。

②【分配の推移】

みずほ豪ドル債券ファンド

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第11特定期間	平成20年10月21日～平成21年 4月20日	0.0300
第12特定期間	平成21年 4月21日～平成21年10月20日	0.0320
第13特定期間	平成21年10月21日～平成22年 4月20日	0.0420
第14特定期間	平成22年 4月21日～平成22年10月20日	0.0420
第15特定期間	平成22年10月21日～平成23年 4月20日	0.0420
第16特定期間	平成23年 4月21日～平成23年10月20日	0.0420
第17特定期間	平成23年10月21日～平成24年 4月20日	0.0400
第18特定期間	平成24年 4月21日～平成24年10月22日	0.0360
第19特定期間	平成24年10月23日～平成25年 4月22日	0.0360

第20特定期間	平成25年 4月23日～平成25年10月21日	0.0360
第21特定期間	平成25年10月22日～平成26年 4月21日	0.0360
第22特定期間	平成26年 4月22日～平成26年10月20日	0.0360
第23特定期間	平成26年10月21日～平成27年 4月20日	0.0360
第24特定期間	平成27年 4月21日～平成27年10月20日	0.0360
第25特定期間	平成27年10月21日～平成28年 4月20日	0.0360
第26特定期間	平成28年 4月21日～平成28年10月20日	0.0360
第27特定期間	平成28年10月21日～平成29年 4月20日	0.0335
第28特定期間	平成29年 4月21日～平成29年10月20日	0.0210
第29特定期間	平成29年10月21日～平成30年 4月20日	0.0200
第30特定期間	平成30年 4月21日～平成30年10月22日	0.0150

③【収益率の推移】

みずほ豪ドル債券ファンド

期	計算期間	収益率（％）
第11特定期間	平成20年10月21日～平成21年 4月20日	3.37
第12特定期間	平成21年 4月21日～平成21年10月20日	18.57
第13特定期間	平成21年10月21日～平成22年 4月20日	5.25
第14特定期間	平成22年 4月21日～平成22年10月20日	△4.50
第15特定期間	平成22年10月21日～平成23年 4月20日	12.65
第16特定期間	平成23年 4月21日～平成23年10月20日	△5.37
第17特定期間	平成23年10月21日～平成24年 4月20日	11.33
第18特定期間	平成24年 4月21日～平成24年10月22日	2.57
第19特定期間	平成24年10月23日～平成25年 4月22日	26.84
第20特定期間	平成25年 4月23日～平成25年10月21日	△7.76
第21特定期間	平成25年10月22日～平成26年 4月21日	3.83
第22特定期間	平成26年 4月22日～平成26年10月20日	1.87
第23特定期間	平成26年10月21日～平成27年 4月20日	3.67
第24特定期間	平成27年 4月21日～平成27年10月20日	△6.36
第25特定期間	平成27年10月21日～平成28年 4月20日	△0.97
第26特定期間	平成28年 4月21日～平成28年10月20日	△4.20
第27特定期間	平成28年10月21日～平成29年 4月20日	2.81
第28特定期間	平成29年 4月21日～平成29年10月20日	8.52
第29特定期間	平成29年10月21日～平成30年 4月20日	△5.81
第30特定期間	平成30年 4月21日～平成30年10月22日	△2.27

（注1）収益率は期間騰落率。

（注2）小数点第3位四捨五入。

（注3）各特定期間中の分配金累計額を加算して算出。

（４）【設定及び解約の実績】

みずほ豪ドル債券ファンド

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第11特定期間	平成20年10月21日～平成21年 4月20日	12,185,343,621	2,441,307,370	92,530,423,129
第12特定期間	平成21年 4月21日～平成21年10月20日	17,045,576,915	4,561,178,552	105,014,821,492
第13特定期間	平成21年10月21日～平成22年 4月20日	64,815,553,474	7,060,608,489	162,769,766,477
第14特定期間	平成22年 4月21日～平成22年10月20日	86,700,736,490	11,836,121,596	237,634,381,371
第15特定期間	平成22年10月21日～平成23年 4月20日	56,206,978,074	36,192,436,553	257,648,922,892
第16特定期間	平成23年 4月21日～平成23年10月20日	97,319,435,657	32,722,714,757	322,245,643,792
第17特定期間	平成23年10月21日～平成24年 4月20日	55,123,024,401	80,108,241,364	297,260,426,829
第18特定期間	平成24年 4月21日～平成24年10月22日	43,418,285,154	41,054,098,031	299,624,613,952
第19特定期間	平成24年10月23日～平成25年 4月22日	20,767,204,303	112,590,585,338	207,801,232,917
第20特定期間	平成25年 4月23日～平成25年10月21日	16,094,321,208	51,265,867,397	172,629,686,728
第21特定期間	平成25年10月22日～平成26年 4月21日	18,536,368,985	24,456,164,907	166,709,890,806
第22特定期間	平成26年 4月22日～平成26年10月20日	22,437,807,454	22,253,106,929	166,894,591,331
第23特定期間	平成26年10月21日～平成27年 4月20日	18,998,985,051	13,283,654,108	172,609,922,274
第24特定期間	平成27年 4月21日～平成27年10月20日	14,021,969,383	10,576,428,182	176,055,463,475
第25特定期間	平成27年10月21日～平成28年 4月20日	10,490,598,391	9,758,891,835	176,787,170,031
第26特定期間	平成28年 4月21日～平成28年10月20日	15,990,968,063	9,118,849,447	183,659,288,647
第27特定期間	平成28年10月21日～平成29年 4月20日	41,075,372,340	15,112,684,487	209,621,976,500
第28特定期間	平成29年 4月21日～平成29年10月20日	23,344,895,148	28,268,025,922	204,698,845,726
第29特定期間	平成29年10月21日～平成30年 4月20日	10,408,205,368	20,986,970,357	194,120,080,737
第30特定期間	平成30年 4月21日～平成30年10月22日	6,740,180,496	22,264,485,393	178,595,775,840

《参考情報》

データの基準日:2018年10月31日

基準価額・純資産の推移

(2003年10月30日～2018年10月31日)



分配の推移（税引前）

2018年10月	25円
2018年 9月	25円
2018年 8月	25円
2018年 7月	25円
2018年 6月	25円
直近1年間累計	350円
設定来累計	11,465円

※分配金は1万口当たりです。

主要な資産の状況

■組入銘柄 ※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率(小数点第二位四捨五入)です。

順位	銘柄名	比率(%)
1	MHAM豪ドル債券マザーファンド	99.7

■MHAM豪ドル債券マザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率(小数点第二位四捨五入)です。資産の種類の内書は、国/地域を表します。

資産の状況

資産の種類	比率(%)
国債証券	20.5
内 オーストラリア	20.5
地方債証券	16.4
内 オーストラリア	16.4
特殊債券	4.7
内 ドイツ	1.7
内 オーストラリア	1.5
内 国際機関	1.5
社債券	55.9
内 オーストラリア	41.6
内 スイス	3.8
内 イギリス	2.9
内 アメリカ	2.1
内 ドイツ	1.2
内 その他	4.3
コール・ローン、その他の資産 (負債控除後)	2.5
合計(純資産総額)	100.0

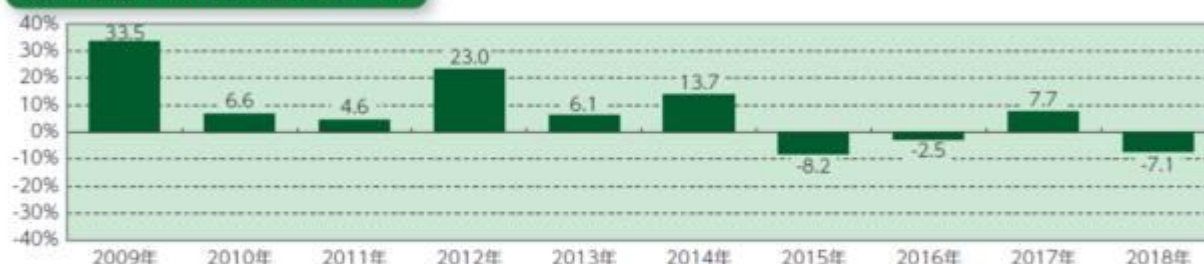
組入上位10銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	利率(%)	償還期限	比率(%)
1	オーストラリア国債	国債証券	オーストラリア	4.50	2033年 4月21日	14.3
2	クイーンズランド州	地方債証券	オーストラリア	5.75	2024年 7月22日	2.7
3	マッコーリー大学	社債券	オーストラリア	6.25	2020年 9月 9日	2.3
4	ウェスファーマーズ	社債券	オーストラリア	6.25	2019年 3月28日	2.3
5	クイーンズランド州	地方債証券	オーストラリア	4.75	2025年 7月21日	2.1
6	オーストラリア国債	国債証券	オーストラリア	3.25	2039年 6月21日	2.0
7	ANZ銀行グループ	社債券	オーストラリア	3.25	2021年 4月 7日	1.8
8	ナショナルオーストラリア銀行	社債券	オーストラリア	3.00	2021年 5月12日	1.8
9	ANZ銀行グループ	社債券	オーストラリア	5.00	2023年 8月16日	1.7
10	ニューサウスウェールズ州	地方債証券	オーストラリア	5.00	2024年 8月20日	1.6

その他資産の投資状況

資産の種類	比率(%)
債券先物取引(売建)	△0.4

年間収益率の推移（暦年ベース）



※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。
 ※2018年については年初から基準日までの収益率を表示しています。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。
 ○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- (1) 当ファンドのお申込みは、原則として委託会社および販売会社の営業日の午後3時までにお買付けのお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日

分のお申込みといたします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については翌営業日のお取扱いとなります。ただし、取得申込日が、シドニーの銀行の休業日にあたる場合には、お申込みの受付けはいたしません。

- (2) 取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。
- (3) お申込みには、収益の分配がなされた場合に分配金を受領する「分配金受取コース」と、分配金は原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資される「分配金再投資コース」の2つの申込方法があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (4) 申込単位は、各販売会社が定める単位とします。申込単位については、販売会社にお問い合わせください。
- (5) 取得申込者と販売会社との間であらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入（積立）をすることができる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (6) 取得申込みにかかる受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社が別に定める申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額を加算した価額とします。
- (7) 販売会社において金額買付け（申込単位が金額にて表示されている場合）による申込みをされた場合、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額は、お申込代金の中から差し引かれます。
- (8) 収益分配金の再投資に関する契約に基づいて収益分配金を再投資する際は、1口単位で購入できるものとします。なお、その際の受益権の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。
- (9) 証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、販売会社は、受益権の取得申込みの受付けを中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

2【換金（解約）手続等】

- (1) 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に各販売会社が定める単位をもって解約を請求することができます。
※ 解約単位は、販売会社にお問い合わせください。
- (2) 解約の請求を行う受益者は、振替制度にかかる口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい、当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、解約の請求を受益者が行う際は、販売会社に対し振替受益権をもって行うものとします。
- (3) 解約請求の受付けについては、原則として委託会社および販売会社の営業日の午後3時までに解約のお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付けにかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みとします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については、翌営業日のお取扱いとなります。ただし、解約請求受付日が、シドニーの銀行の休業日にあたる場合には、解約請求の受付けはいたしません。

- (4) 解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。詳しくは、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号 [※]
アセットマネジメントOne株式会社	0120-104-694

※ 電話によるお問い合わせは、営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。（以下同じ。）

- (5) 解約代金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から販売会社において受益者に支払われます。
- (6) 信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限を設ける場合があります。
- (7) 委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、前記(4)の規定に準じた価額とします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

- ① 基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

＜主な投資対象の時価評価方法の原則＞

投資対象	評価方法
マザーファンド受益証券	計算日の基準価額
公社債等	計算日 [※] における以下のいずれかの価額 ・日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値） ・金融商品取引業者、銀行などの提示する価額（売り気配相場を除きます。） ・価格情報会社の提供する価額
外貨建資産の円換算	計算日の国内における対顧客電信売買相場の仲値

※ 外国で取引されているものについては、計算日の直近の日とします。

- ② 当ファンドの基準価額は、委託会社の毎営業日(土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に定める休日ならびに12月31日、1月2日および1月3日以外の日とします。)に計算されます。基準価額については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
アセットマネジメントOne株式会社	http://www.am-one.co.jp/	0120-104-694

(2)【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

2003年10月30日から無期限とします。

（４）【計算期間】

原則として毎月21日から翌月20日までとします。ただし、第1計算期間は2003年10月30日から2003年12月20日とします。

上記の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日(以下「当該日」といいます。)が休業日のとき、計算期間終了日は、当該日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

（５）【その他】

① 信託契約の解約

以下の場合には信託契約を解約し信託を終了することがあります。

1. 委託会社は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき、もしくは信託契約の一部解約により、受益権の総口数が10億口を下回ることとなる場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
 - a. この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。委託会社はかかる事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - b. 前記a.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一ヵ月を下らないものとします。
 - c. 前記b.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記1.の信託契約の解約をしません。
 - d. 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - e. 前記b.からd.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記b.の一定の期間が一ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
 - f. 前記1.に定める信託契約の解約を行う場合において、前記b.の期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。なお、買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社の協議により決定するものとします。
2. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
3. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委

託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、「② 信託約款の変更 4.」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

4. 受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 信託約款の変更

1. 委託会社は、信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更できるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

2. 委託会社は、前記1.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

3. 前記2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一ヵ月を下らないものとします。

4. 前記3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記1.の信託約款の変更をしません。

5. 委託会社は、この信託約款を変更しないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

6. 前記2.に定める変更を行う場合において、前記3.の期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。なお、買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社の協議により決定するものとします。

7. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがいます。

③ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

1. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

2. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

④ 関係法人との契約の更改および受託会社の辞任または解任に伴う取扱い

1. 委託会社と販売会社との間の募集・販売等契約は、締結日から原則1年間とし、期間終了の3ヵ月前までに別段の意思表示のない時は、同一条件にて継続されます。

2. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「② 信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

3. 当ファンドが主要投資対象とする「MHAM豪ドル債券マザーファンド」における委託会社と投資顧問会社との間の外部委託契約の契約期間は、当ファンドの信託契約の期間と同一です。ただし、外部委託契約のいずれの当事者も、90日前の通知をもって当該契約を解約できます。なお、当該契約は、日

本法を準拠法とします。

⑤ 信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務処理の一部について、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑥ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.am-one.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑦ 運用報告書

委託会社は、4月と10月の決算時および信託終了時に期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成します。

- ・ 交付運用報告書は、販売会社を通じて交付いたします。
- ・ 運用報告書（全体版）は、次のアドレスに掲載します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、交付いたします。

<http://www.am-one.co.jp/>

4【受益者の権利等】

(1) 収益分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。

受益者が収益分配金支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

なお、「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は受託会社から受けた収益分配金を、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に販売会社に交付します。販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金請求権

受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

(3) 一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることができます。

(4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

みずほ豪ドル債券ファンド

- （1）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- （2）当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。
- （3）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【みずほ豪ドル債券ファンド】

（１）【貸借対照表】

	(単位：円)	
	前期 (平成30年 4月20日現在)	当期 (平成30年10月22日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	447,568,672	414,393,065
親投資信託受益証券	107,280,408,447	93,794,878,888
未収入金	610,000,000	590,000,000
流動資産合計	108,337,977,119	94,799,271,953
資産合計	108,337,977,119	94,799,271,953
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	485,300,201	446,489,439
未払解約金	117,650,698	157,048,497
未払受託者報酬	4,943,120	4,552,766
未払委託者報酬	118,634,818	109,266,350
未払利息	956	828
その他未払費用	216,812	196,071
流動負債合計	726,746,605	717,553,951
負債合計	726,746,605	717,553,951
純資産の部		
元本等		
元本	194,120,080,737	178,595,775,840
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△86,508,850,223	△84,514,057,838
（分配準備積立金）	2,279,701,200	809,903,362
元本等合計	107,611,230,514	94,081,718,002
純資産合計	107,611,230,514	94,081,718,002
負債純資産合計	108,337,977,119	94,799,271,953

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 (自 平成29年10月21日 至 平成30年 4月20日)	当期 (自 平成30年 4月21日 至 平成30年10月22日)
営業収益		
有価証券売買等損益	△6,192,060,640	△1,562,529,559
その他収益	497,374	-
営業収益合計	△6,191,563,266	△1,562,529,559
営業費用		
支払利息	135,827	152,588
受託者報酬	31,161,886	27,759,257
委託者報酬	747,885,123	666,221,900
その他費用	1,352,112	1,222,098
営業費用合計	780,534,948	695,355,843
営業利益又は営業損失（△）	△6,972,098,214	△2,257,885,402
経常利益又は経常損失（△）	△6,972,098,214	△2,257,885,402
当期純利益又は当期純損失（△）	△6,972,098,214	△2,257,885,402
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	3,114,356	△21,069,268
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△79,875,947,792	△86,508,850,223
剰余金増加額又は欠損金減少額	8,657,895,564	10,051,521,952
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	8,657,895,564	10,051,521,952
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	4,366,216,939	3,056,779,772
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	4,366,216,939	3,056,779,772
分配金	3,949,368,486	2,763,133,661
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△86,508,850,223	△84,514,057,838

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	当期 (自 平成30年 4月21日 至 平成30年10月22日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2 収益・費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3 その他	当ファンドの特定期間は期末が休日のため、平成30年 4月21日から平成30年10月22日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

前期 (平成30年 4月20日現在)	当期 (平成30年10月22日現在)
1 特定期間末日における受益権の総数 194,120,080,737口	1 特定期間末日における受益権の総数 178,595,775,840口
2 元本の欠損金額 純資産額は元本を86,508,850,223円下回っております。	2 元本の欠損金額 純資産額は元本を84,514,057,838円下回っております。
3 特定期間末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産の額 0.5544円 (1万口当たり純資産の額) (5,544円)	3 特定期間末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産の額 0.5268円 (1万口当たり純資産の額) (5,268円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 (自 平成29年10月21日 至 平成30年 4月20日)	当期 (自 平成30年 4月21日 至 平成30年10月22日)
1 信託財産の運用の指図にかかわる権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	1 信託財産の運用の指図にかかわる権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額

（注）当該金額は、親投資信託の運用の指図に係る権限を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額のうち、信託財産に属する額になっております。

委託費用 172,150,181円

2 分配金の計算過程

第168期計算期間（平成29年10月21日から平成29年11月20日）末に、費用控除後の配当等収益（266,690,854円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（4,752,422,262円）、分配準備積立金（4,743,617,760円）より、分配対象収益は9,762,730,876円（1万口当たり480円）であり、うち711,803,403円（1万口当たり35円）を分配金額としております。

第169期計算期間（平成29年11月21日から平成29年12月20日）末に、費用控除後の配当等収益（366,417,393円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（4,732,364,722円）、分配準備積立金（4,200,543,075円）より、分配対象収益は9,299,325,190円（1万口当たり463円）であり、うち702,362,835円（1万口当たり35円）を分配金額としております。

第170期計算期間（平成29年12月21日から平成30年1月22日）末に、費用控除後の配当等収益（395,371,905円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（4,662,514,206円）、分配準備積立金（3,770,632,983円）より、分配対象収益は8,828,519,094円（1万口当たり448円）であり、うち688,881,261円（1万口当たり35円）を分配金額としております。

第171期計算期間（平成30年1月23日から平成30年2月20日）末に、費用控除後の配当等収益（229,902,821円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（4,628,188,395円）、分配準備積立金（3,420,317,295円）より、分配対象収益は8,278,408,511円（1万口当たり425円）であり、うち681,082,274円（1万口当たり35円）を分配金額としております。

第172期計算期間（平成30年2月21日から平成30年3月20日）末に、費用控除後の配当等収益（217,225,167円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（4,654,079,041円）、分配準備積立金（2,932,371,857円）より、分配対象収益は7,803,676,065円（1万口当たり401円）であり、うち679,938,512円（1万口当たり35円）を分配金額としております。

第173期計算期間（平成30年3月21日から平成30年4月20日）末に、費用控除後の配当等収益（323,871,704円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（4,678,990,423円）、分配準備積立金（2,441,129,697円）より、分配対象収益は7,443,991,824円（1万口当たり383円）であり、うち485,300,201円（1万口当たり25円）を分配金額としております。

（注）当該金額は、親投資信託の運用の指図に係る権限を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額のうち、信託財産に属する額になっております。

委託費用 154,118,924円

2 分配金の計算過程

第174期計算期間（平成30年4月21日から平成30年5月21日）末に、費用控除後の配当等収益（307,089,168円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（4,620,978,963円）、分配準備積立金（2,231,803,705円）より、分配対象収益は7,159,871,836円（1万口当たり374円）であり、うち477,822,565円（1万口当たり25円）を分配金額としております。

第175期計算期間（平成30年5月22日から平成30年6月20日）末に、費用控除後の配当等収益（220,831,885円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（4,567,872,073円）、分配準備積立金（2,012,682,812円）より、分配対象収益は6,801,386,770円（1万口当たり361円）であり、うち470,458,182円（1万口当たり25円）を分配金額としております。

第176期計算期間（平成30年6月21日から平成30年7月20日）末に、費用控除後の配当等収益（315,723,871円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（4,510,036,500円）、分配準備積立金（1,727,346,480円）より、分配対象収益は6,553,106,851円（1万口当たり353円）であり、うち463,440,124円（1万口当たり25円）を分配金額としております。

第177期計算期間（平成30年7月21日から平成30年8月20日）末に、費用控除後の配当等収益（218,316,066円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（4,445,890,612円）、分配準備積立金（1,550,448,782円）より、分配対象収益は6,214,655,460円（1万口当たり340円）であり、うち456,297,891円（1万口当たり25円）を分配金額としております。

第178期計算期間（平成30年8月21日から平成30年9月20日）末に、費用控除後の配当等収益（230,095,930円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（4,376,950,720円）、分配準備積立金（1,285,245,138円）より、分配対象収益は5,892,291,788円（1万口当たり328円）であり、うち448,625,460円（1万口当たり25円）を分配金額としております。

第179期計算期間（平成30年9月21日から平成30年10月22日）末に、費用控除後の配当等収益（205,169,633円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（4,368,348,918円）、分配準備積立金（1,051,223,168円）より、分配対象収益は5,624,741,719円（1万口当たり314円）であり、うち446,489,439円（1万口当たり25円）を分配金額としております。

1.金融商品の状況に関する事項

項目	前期 (自 平成29年10月21日 至 平成30年 4月20日)	当期 (自 平成30年 4月21日 至 平成30年10月22日)
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める投資を目的とする証券投資信託であり、証券投資信託約款および投資ガイドラインに基づいて運用しております。	同左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 なお、詳細は附属明細表をご参照下さい。 これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。	同左
3 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。 リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。 なお、具体的には以下のリスクの管理を行っております。 ①市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。	同左

4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。	同左
---------------------------	---	----

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 (平成30年 4月20日現在)	当期 (平成30年10月22日現在)
1 貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとの計上額・時価・時価との差額	貸借対照表に計上している金融商品は、原則として時価評価としているため、貸借対照表計上額と時価との差額はあります。	同左
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	(1) 有価証券 親投資信託受益証券 原則として、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 親投資信託受益証券 同左 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

（有価証券に関する注記）

① 売買目的有価証券

前期(自 平成29年10月21日 至 平成30年 4月20日)

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	1,101,838,494

合計	1,101,838,494
----	---------------

当期(自 平成30年 4月21日 至 平成30年10月22日)

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	△1,656,436,876
合計	△1,656,436,876

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

前期 （自 平成29年10月21日 至 平成30年 4月20日）	当期 （自 平成30年 4月21日 至 平成30年10月22日）
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

期別 項目	前期 （平成30年 4月20日現在）	当期 （平成30年10月22日現在）
期首元本額	204,698,845,726円	194,120,080,737円
期中追加設定元本額	10,408,205,368円	6,740,180,496円
期中一部解約元本額	20,986,970,357円	22,264,485,393円

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表
 (1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（平成30年10月22日現在）

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本・円	MHAM豪ドル債券マザーファンド	34,365,910,266	93,794,878,888	
	小計	銘柄数：1	34,365,910,266	93,794,878,888	
		組入時価比率：99.7%			100.0%
合計				93,794,878,888	

（注1）比率は左より組入時価の純資産総額に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは、「MHAM豪ドル債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。なお、同マザーファンドの状況は次の通りです。

MHAM豪ドル債券マザーファンド

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

（単位：円）

（平成30年10月22日現在）

資産の部	
流動資産	
預金	1,004,692,400
コール・ローン	98,492,001
国債証券	32,827,025,394
地方債証券	27,445,841,300
特殊債券	7,649,010,507
社債券	91,248,722,874
派生商品評価勘定	698,811
未収入金	682,784,764
未収利息	1,210,628,706
前払金	2,068,881,083
前払費用	29,137,214
流動資産合計	164,265,915,054

(平成30年10月22日現在)

資産合計	164,265,915,054
負債の部	
流動負債	
未払解約金	930,000,000
未払利息	196
流動負債合計	930,000,196
負債合計	930,000,196
純資産の部	
元本等	
元本	59,844,489,166
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	103,491,425,692
元本等合計	163,335,914,858
純資産合計	163,335,914,858
負債純資産合計	164,265,915,054

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	(自 平成30年 1月23日 至 平成30年10月22日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 原則として時価で評価しております。
2 派生商品等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 原則として時価で評価しております。
3 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、為替予約の評価は計算期間末日に残高がある場合、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
4 収益・費用の計上基準	有価証券売買等損益、派生商品取引等損益及び為替差損益 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成30年10月22日現在)
1 計算期間末日における受益権の総数	59,844,489,166口

項目	(平成30年10月22日現在)
2 計算期間末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産の額 2,7293円 (1万口当たり純資産の額) (27,293円)

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	(自 平成30年 1月23日 至 平成30年10月22日)
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める投資を目的とする証券投資信託であり、証券投資信託約款および投資ガイドラインに基づいて運用しております。
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 なお、詳細は附属明細表をご参照下さい。 これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。 当ファンドは信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、債券先物取引を行っており、当該デリバティブ取引は対象とする株価指数等に係る価格変動リスクを有しております。 また、外貨建証券の売買等の決済に伴い必要となる外貨の売買のために、為替予約取引を行っております。
3 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。 リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。 なお、具体的には以下のリスクの管理を行っております。 ①市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2.金融商品の時価等に関する事項

項目	(平成30年10月22日現在)
1 貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとの計上額・時価・時価との差額	貸借対照表に計上している金融商品は、原則として時価評価としているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	(1)有価証券 国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 ①わが国の金融商品取引所または海外取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）（外貨建証券を除く）、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く）または価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 ②時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できない場合または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。 (2)デリバティブ取引 為替予約取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

① 売買目的有価証券

(自 平成30年 1月23日 至 平成30年10月22日)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	480,891,799
地方債証券	148,934,170
特殊債券	△56,899,690

社債券	△468,388,486
合計	104,537,793

（デリバティブ取引等に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（通貨関連）

（平成30年10月22日現在）

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	930,000,000	—	929,301,189	698,811
	オーストラリア・ドル	930,000,000	—	929,301,189	698,811
合計		930,000,000	—	929,301,189	698,811

（注）時価の算定方法

（1）計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。

・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

（2）計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

（その他の注記）

期別	
項目	（平成30年10月22日現在）
期首	平成30年 1月23日
親投資信託の期首における元本額	68,109,258,194円
期中追加設定元本額	793,007,382円
期中一部解約元本額	9,057,776,410円
期末元本額及びその内訳として当該親投資信託受益証券を投資対象とする委託者指図型投資信託ごとの元本額	
期末元本額	59,844,489,166円
みずほ豪ドル債券ファンド	34,365,910,266円
MHAM豪ドル債券ファンド（毎月決算型）	22,711,382,695円
MHAM豪ドル債券ファンド（年1回決算型）	100,483,205円

期別	
項目	(平成30年10月22日現在)
みずほ豪ドル債券ファンド（年1回決算型）	2,256,314,760円
MHAM豪ドル債券ファンド（適格機関投資家専用）	410,398,240円

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(平成30年10月22日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	オーストラリア・ドル	AUSTRALIAN GOVT 2.5%	2,500,000.00	2,435,500.00	
		AUSTRALIAN GOVT 2.75%	14,650,000.00	14,200,245.00	
		AUSTRALIAN GOVT 2.75%	14,100,000.00	13,280,493.90	
		AUSTRALIAN GOVT 3.25%	39,450,000.00	40,373,130.00	
		AUSTRALIAN GOVT 3.75%	22,000,000.00	24,241,800.00	
		AUSTRALIAN GOVT 3%	28,810,000.00	28,001,937.12	
		AUSTRALIAN GOVT 4.5%	242,330,000.00	288,833,127.00	
	小計	銘柄数：7 組入時価比率：20.1%	363,840,000.00	411,366,233.02 (32,827,025,394) 20.6%	
	合計			32,827,025,394 (32,827,025,394)	
地方債証券	オーストラリア・ドル	NEW S WALES 3%	15,000,000.00	15,033,645.00	
		NEW S WALES 3%	21,200,000.00	21,058,596.00	
		NEW S WALES 3%	7,700,000.00	7,590,606.10	
		NEW S WALES 5%	28,600,000.00	32,235,060.00	
		NORTHERN TERRITORY 3.5%	11,000,000.00	10,963,370.00	
		QUEENSLAND TREASURY 2.75%	17,200,000.00	16,727,000.00	
		QUEENSLAND TREASURY 3.25%	16,700,000.00	17,002,270.00	

	小計	QUEENSLAND TREASURY 3.5%	20,000,000.00	20,283,060.00	
		QUEENSLAND TREASURY3.25%	14,500,000.00	14,463,605.00	
		QUEENSLAND TREASURY4.25%	15,300,000.00	16,430,670.00	
		QUEENSLAND TREASURY4.75%	38,200,000.00	42,726,700.00	
		QUEENSLAND TREASURY5.75%	47,000,000.00	54,595,200.00	
		SOUTH AUST GOVT FIN 3%	7,300,000.00	7,283,210.00	
		SOUTH AUST GOVT FIN 3%	8,500,000.00	8,434,074.00	
		SOUTH AUST GOVT FIN 3%	2,220,000.00	2,185,321.38	
		T CORP VICTORIA 5.5%	12,500,000.00	14,523,750.00	
		T CORP VICTORIA 5.5%	7,500,000.00	8,948,895.00	
		WESTERN AUST TREAS 2.5%	15,500,000.00	15,286,363.50	
		WESTERN AUST TREAS 3%	18,200,000.00	18,161,452.40	
		銘柄数：19	324,120,000.00	343,932,848.38	
		組入時価比率：16.8%		(27,445,841,300)	17.2%
	合計			27,445,841,300	(27,445,841,300)
特殊債券	オーストラリア・ドル	AIRSERVICES AUST 2.75%	7,800,000.00	7,849,093.20	
		AIRSERVICES AUST 4.75%	8,500,000.00	8,857,765.00	
		ASIAN DEVELOPMENT 5%	18,000,000.00	19,434,600.00	
		AUSTRALIAN POSTAL 5%	14,200,000.00	14,881,585.80	
		INTER-AMERICAN DEVEL3.75%	10,000,000.00	10,420,720.00	
		KFW 6.0%	16,260,000.00	17,321,778.00	
		LANDWIRTSCH. RENTEN 2.7%	4,800,000.00	4,814,880.00	
		LANDWIRTSCH. RENTEN 5.5%	11,200,000.00	12,271,840.00	
	小計	銘柄数：8	90,760,000.00	95,852,262.00	
		組入時価比率：4.7%		(7,649,010,507)	4.8%
	合計			7,649,010,507	(7,649,010,507)
社債券	オーストラリア・ドル	ABN AMRO BANK NV 3.25%	5,500,000.00	5,545,732.50	
		AIRPORT MOTORWAY 5.5%	11,500,000.00	12,130,165.50	
		APPLE INC 3.7%	4,800,000.00	4,968,000.00	
		AUSNET SERVICES HOLD4.2%	4,200,000.00	4,214,700.00	
		AUSNET SERVICES HOLD7.5%	5,000,000.00	5,525,500.00	
		AUST & NZ BANK 3.1%	12,100,000.00	12,074,590.00	

AUST & NZ BANK 3.25%	37,000,000.00	37,418,100.00	
AUST & NZ BANK 3.35%	5,100,000.00	5,134,425.00	
AUST & NZ BANK 5%	31,300,000.00	34,121,194.20	
AUSTRALIAN CATHOLIC 3.7%	8,000,000.00	8,021,360.00	
AUSTRALIAN PRIME PRO 3.75%	15,900,000.00	15,919,080.00	
AUSTRALIAN PRIME PRO 5%	16,800,000.00	17,241,369.60	
BANK OF MONTREAL 3.2%	16,800,000.00	16,708,104.00	
BHP BILLITON 3%	8,200,000.00	8,297,580.00	
BP CAPITAL MARKETS 4.75%	18,500,000.00	18,524,050.00	
BPCE SA 3.5%	17,200,000.00	17,365,876.80	
BWP TRUST 4.5%	11,500,000.00	11,615,011.50	
CATERPILLAR FIN 2.6%	5,200,000.00	5,256,414.80	
COCA-COLA CO 2.6%	11,300,000.00	11,307,910.00	
COMMONWEALTH BANK 3.5%	29,000,000.00	29,489,027.00	
COMMONWEALTH BANK 7.25%	29,500,000.00	31,270,000.00	
COMMONWEALTH BANK 3.2%	7,300,000.00	7,269,989.70	
CREDIT SUISSE 3.5%	13,500,000.00	13,670,100.00	
CREDIT SUISSE 4%	8,300,000.00	8,386,320.00	
DEUTSCHE BAHN FIN 3.5%	24,400,000.00	24,690,848.00	
ETSA UTILITIES 3.5%	5,400,000.00	5,377,212.00	
FBG FINANCE PTY 3.75%	4,400,000.00	4,483,380.00	
FBG FINANCE PTY 3.75%	18,600,000.00	18,715,506.00	
FONTERRA COOPERATIVE4.5%	7,400,000.00	7,685,640.00	
GENERAL PROPERTY 3.591%	20,500,000.00	20,484,215.00	
GPT RE LTD 3.6725%	5,700,000.00	5,659,986.00	
HSBC HOLDINGS 3.35%	23,000,000.00	22,890,106.00	
ING BANK AUSTRALIA 3%	16,700,000.00	16,617,017.70	
INTEL CORP 3.25%	8,600,000.00	8,666,564.00	
INTEL CORP 4%	8,300,000.00	8,632,000.00	
LLOYDS BANK PLC 3.25%	12,300,000.00	12,397,170.00	
MACQUARIE BANK 3.25%	17,300,000.00	17,426,290.00	
MACQUARIE UNIVERSITY3.5%	2,500,000.00	2,464,375.00	
MACQUARIE UNIVERSITY6.75%	44,500,000.00	47,933,397.50	
NATIONAL AUSTRALIA BK 3%	37,000,000.00	37,266,326.00	
NATIONAL AUSTRALIA BK 3%	25,000,000.00	24,862,500.00	

NATIONAL AUSTRALIA BK 3%	13,500,000.00	13,489,200.00	
NISSAN FINANCIAL 2.5%	12,700,000.00	12,694,285.00	
NISSAN FINANCIAL 3%	22,500,000.00	22,596,525.00	
NISSAN FINANCIAL 3%	3,600,000.00	3,623,230.80	
OPTUS FINANCE PTY 3.25%	7,500,000.00	7,554,975.00	
OPTUS FINANCE PTY 3.25%	4,300,000.00	4,288,132.00	
PACCAR FINANCIAL 3%	6,600,000.00	6,581,625.60	
PLACES FOR PEOPLE 4%	6,300,000.00	6,277,320.00	
RABOBANK NEDERLAND 3.25%	13,700,000.00	13,819,902.40	
SCENTRE MGMT LTD 4.5%	4,400,000.00	4,554,440.00	
STOCKLAND TRUST 4.5%	14,900,000.00	15,442,956.00	
STOCKLAND TRUST 5.5%	6,300,000.00	6,452,378.10	
SUMITOMO MITSUI 3.604%	10,300,000.00	10,311,330.00	
SUNCORP-METWAY 3.5%	4,400,000.00	4,466,946.00	
SUNCORP-METWAY 3.5%	20,000,000.00	20,043,000.00	
SUNCORP-METWAY 3%	16,700,000.00	16,592,285.00	
TELSTRA CORP LTD 2.9%	8,700,000.00	8,694,562.50	
TELSTRA CORP LTD 7.75%	22,300,000.00	24,184,350.00	
TOYOTA FINANCE 3.1%	13,700,000.00	13,867,920.90	
TRANSPower NZ 5.75%	13,900,000.00	15,538,393.00	
UBS AG AUSTRALIA 2.7%	29,600,000.00	29,637,888.00	
UBS AG AUSTRALIA 3.25%	12,300,000.00	12,331,980.00	
UBS AG AUSTRALIA 4%	13,400,000.00	13,570,180.00	
UNITED ENERGY DISTR3.85%	6,900,000.00	6,936,866.70	
UNIV OF SYDNEY 4.75%	5,000,000.00	5,244,750.00	
UNIVER OF MELBOURNE4.25%	4,900,000.00	5,097,960.00	
VICTORIA POWER NET 4%	4,500,000.00	4,462,474.50	
WELLS FARGO & CO 4%	10,000,000.00	10,110,300.00	
WESFARMERS LTD 6.25%	45,400,000.00	46,135,480.00	
WESTPAC BANKING 2.75%	19,600,000.00	19,487,300.00	
WESTPAC BANKING 3.1%	8,500,000.00	8,564,804.00	
WESTPAC BANKING 3.125%	5,900,000.00	5,912,159.90	
WESTPAC BANKING 3.2%	9,400,000.00	9,414,382.00	
WESTPAC BANKING 3.25%	8,300,000.00	8,388,976.00	
WESTPAC BANKING 3.5%	11,000,000.00	11,169,939.00	

	小計	WESTPAC BANKING 5.25%	15,700,000.00	17,348,500.00	
		WESTPAC BANKING 7.25%	29,100,000.00	30,851,820.00	
		WOOLWORTHS 6%	30,100,000.00	30,524,410.00	
		WSO FINANCE 4.5%	9,200,000.00	9,476,644.00	
		銘柄数：80	1,120,200,000.00	1,143,467,705.20	
		組入時価比率：55.9%		(91,248,722,874)	57.4%
合計				91,248,722,874	(91,248,722,874)
合計				159,170,600,075	(159,170,600,075)

（注１）比率は左より組入時価の純資産総額に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

（注２）通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。

（注３）合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

有価証券明細表注記

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
オーストラリア・ドル	国債証券 7銘柄	20.6%	20.6%
	地方債証券 19銘柄	17.2%	17.2%
	特殊債券 8銘柄	4.8%	4.8%
	社債券 80銘柄	57.4%	57.4%

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「デリバティブ取引等に関する注記」に記載しております。

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は平成30年10月31日現在です。

【純資産額計算書】

みずほ豪ドル債券ファンド

I 資産総額	94,601,765,103円
II 負債総額	163,707,650円
III 純資産総額（I－II）	94,438,057,453円
IV 発行済口数	177,445,445,655口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.5322円

（参考）MHAM豪ドル債券マザーファンド

I 資産総額	164,519,745,254円
II 負債総額	203,961,842円
III 純資産総額（I－II）	164,315,783,412円
IV 発行済口数	59,569,736,296口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	2.7584円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等名簿

該当事項はありません。

(3) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(4) 受益権の譲渡制限

譲渡制限はありません。

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（2018年10月31日現在）

資本金の額	20億円
発行する株式総数 [※]	100,000株 (普通株式 上限100,000株、A種種類株式 上限30,000株)
発行済株式総数	40,000株 (普通株式24,490株、A種種類株式15,510株)

※種類株式の発行が可能

直近5カ年の資本金の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の機構（2018年10月31日現在）

① 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。

取締役は株主総会で選任されます。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、その選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）の補欠として選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、現任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了の時までとします。

また、監査等委員である取締役の任期は、その選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、決議によって代表取締役を選定します。代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を定めることができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長があたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行います。

② 投資運用の意思決定機構

1. 投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用グループ長等で構成されます。

2. 運用計画、売買計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）ならびにその受益証券（受益権）の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

2018年10月31日現在、委託会社の運用する投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除く）

基本的性格	本数	純資産総額（単位：円）
追加型公社債投資信託	38	1,187,081,738,031
追加型株式投資信託	854	12,790,313,997,301
単位型公社債投資信託	48	185,032,179,480
単位型株式投資信託	151	1,090,851,077,839
合計	1,091	15,253,278,992,651

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

また、中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

2. 財務諸表及び中間財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

3. 委託会社は、第33期事業年度（自平成29年4月1日至平成30年3月31日）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受け、第34期中間会計期間（自平成30年4月1日至平成30年9月30日）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

（1）【貸借対照表】

（単位：千円）

	第32期 （平成29年3月31日現在）	第33期 （平成30年3月31日現在）

(資産の部)			
流動資産			
現金・預金	27,972,477	49,071,217	
金銭の信託	12,366,219	12,083,824	
有価証券	297,560	—	
未収委託者報酬	10,164,041	11,769,015	
未収運用受託報酬	7,250,239	4,574,225	
未収投資助言報酬	316,414	341,689	
未収収益	52,278	59,526	
前払費用	533,411	569,431	
繰延税金資産	678,104	842,996	
その他	445,717	427,238	
流動資産計	60,076,462	79,739,165	
固定資産			
有形固定資産	1,900,343	1,643,826	
建物	※1 1,243,812	※1 1,156,953	
器具備品	※1 656,235	※1 476,504	
建設仮勘定	295	10,368	
無形固定資産	1,614,084	1,934,700	
商標権	5	—	
ソフトウェア	1,511,558	1,026,319	
ソフトウェア仮勘定	98,483	904,389	
電話加入権	3,934	3,931	
電信電話専用施設利用権	103	60	
投資その他の資産	10,055,336	7,427,316	
投資有価証券	3,265,786	1,721,433	
関係会社株式	3,306,296	3,229,196	
長期差入保証金	1,800,827	1,518,725	
前払年金費用	686,322	—	
繰延税金資産	893,887	856,537	
その他	102,215	101,425	
固定資産計	13,569,764	11,005,844	
資産合計	73,646,227	90,745,010	

(単位：千円)

	第32期 (平成29年3月31日現在)	第33期 (平成30年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	1,169,128	1,003,550
未払金	4,745,195	5,081,728

未払収益分配金	1,027	1,031
未払償還金	57,332	57,275
未払手数料	4,062,695	4,629,133
その他未払金	624,140	394,288
未払費用	7,030,589	7,711,038
未払法人税等	1,915,556	5,153,972
未払消費税等	891,476	1,660,259
賞与引当金	1,432,264	1,393,911
役員賞与引当金	27,495	49,986
本社移転費用引当金	—	156,587
流動負債計	17,211,706	22,211,034
固定負債		
退職給付引当金	1,305,273	1,637,133
時効後支払損引当金	216,466	199,026
本社移転費用引当金	942,315	—
固定負債計	2,464,055	1,836,160
負債合計	19,675,761	24,047,195
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金	19,552,957	19,552,957
資本準備金	2,428,478	2,428,478
その他資本剰余金	17,124,479	17,124,479
利益剰余金	31,899,643	44,349,855
利益準備金	123,293	123,293
その他利益剰余金	31,776,350	44,226,562
別途積立金	24,580,000	24,580,000
研究開発積立金	300,000	300,000
運用責任準備積立金	200,000	200,000
繰越利益剰余金	6,696,350	19,146,562
株主資本計	53,452,601	65,902,812
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	517,864	795,002
評価・換算差額等計	517,864	795,002
純資産合計	53,970,465	66,697,815
負債・純資産合計	73,646,227	90,745,010

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第32期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)		第33期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	
営業収益				
委託者報酬	56,355,754		84,705,447	
運用受託報酬	12,834,241		19,124,427	
投資助言報酬	1,002,482		1,217,672	
その他営業収益	378,715		117,586	
営業収益計		70,571,194		105,165,133
営業費用				
支払手数料	24,957,038		37,242,284	
広告宣伝費	838,356		379,873	
公告費	991		1,485	
調査費	15,105,578		23,944,438	
調査費	7,780,474		10,677,166	
委託調査費	7,325,104		13,267,272	
委託計算費	891,379		1,073,938	
営業雑経費	1,102,921		1,215,963	
通信費	51,523		48,704	
印刷費	926,453		947,411	
協会費	37,471		64,331	
諸会費	74		22,412	
支払販売手数料	87,399		133,104	
営業費用計		42,896,265		63,857,984
一般管理費				
給料	8,517,089		11,304,873	
役員報酬	220,145		189,022	
給料・手当	7,485,027		9,565,921	
賞与	811,916		1,549,929	
交際費	66,813		58,863	
寄付金	13,467		5,150	
旅費交通費	297,237		395,605	
租税公課	430,779		625,498	
不動産賃借料	1,961,686		1,534,255	
退職給付費用	358,960		595,876	
固定資産減価償却費	825,593		1,226,472	
福利厚生費	39,792		49,797	
修繕費	27,435		4,620	
賞与引当金繰入額	1,432,264		1,393,911	
役員賞与引当金繰入額	27,495		49,986	
役員退職慰労金	63,072		—	
機器リース料	210		148	
事務委託費	1,530,113		3,037,804	
事務用消耗品費	127,265		144,804	
器具備品費	271,658		5,253	
諸経費	129,981		149,850	
一般管理費計		16,120,918		20,582,772
営業利益		11,554,010		20,724,376

(単位：千円)

	第32期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)		第33期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	
営業外収益				
受取利息		537		1,430
受取配当金		51,036		74,278
時効成立分配金・償還金		103		256
為替差益		7,025		8,530
投資信託解約益		2		236,398
投資信託償還益		—		93,177
雑収入	※1	18,213	※1	10,306
時効後支払損引当金戻入額		—		17,429
営業外収益計		76,918		441,807
営業外費用				
投資信託解約損		31,945		4,138
投資信託償還損		47,201		17,065
金銭の信託運用損		552,635		99,303
時効成立後支払分配金・償還金		39		—
時効後支払損引当金繰入額		209,210		—
営業外費用計		841,031		120,507
経常利益		10,789,897		21,045,676
特別利益				
固定資産売却益	※2	2,348	※2	1
投資有価証券売却益		—		479,323
関係会社株式売却益	※1	—	※1	1,492,680
貸倒引当金戻入益		8,883		—
訴訟損失引当金戻入益		21,677		—
本社移転費用引当金戻入額		—		138,294
その他特別利益		746		350
特別利益計		33,655		2,110,649
特別損失				
固定資産除却損	※3	23,600	※3	36,992
固定資産売却損	※4	10,323	※4	134
投資有価証券評価損		12,085		—
ゴルフ会員権評価損		4,832		—
訴訟和解金		30,000		—
本社移転費用	※5	1,511,622	※5	—
退職給付制度終了損		—		690,899
システム移行損失		—		76,007
その他特別損失		—		50
特別損失計		1,592,463		804,083
税引前当期純利益		9,231,089		22,352,243
法人税、住民税及び事業税		2,965,061		6,951,863
法人税等調整額		△177,275		△249,832
法人税等合計		2,787,786		6,702,031
当期純利益		6,443,302		15,650,211

(3) 【株主資本等変動計算書】

第32期（自平成28年4月1日至平成29年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本剰余金			利益剰余金	
				その他利益剰余金	

	資本金	資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	別途 積立金	研究開発 積立金	運用責 任準備 積立金	繰越利益 剰余金
当期首残高	2,000,000	2,428,478	—	2,428,478	123,293	22,030,000	300,000	200,000	5,347,047
当期変動額									
剰余金の配当									△2,544,000
別途積立金の 積立						2,550,000			△2,550,000
当期純利益									6,443,302
合併による 増加			17,124,479	17,124,479					
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)									
当期変動額 合計	—	—	17,124,479	17,124,479	—	2,550,000	—	—	1,349,302
当期末残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	24,580,000	300,000	200,000	6,696,350

	株主資本		評価・換算差額等		純資産 合計
	利益剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	28,000,340	32,428,818	153,956	153,956	32,582,775
当期変動額					
剰余金の配当	△2,544,000	△2,544,000			△2,544,000
別途積立金の 積立	—	—			—
当期純利益	6,443,302	6,443,302			6,443,302
合併による 増加		17,124,479			17,124,479
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)		—	363,907	363,907	363,907
当期変動額 合計	3,899,302	21,023,782	363,907	363,907	21,387,689
当期末残高	31,899,643	53,452,601	517,864	517,864	53,970,465

第33期（自平成29年4月1日至平成30年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金			
						別途 積立金	研究開発 積立金	運用責 任準備 積立金	繰越利益 剰余金

当期首残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	24,580,000	300,000	200,000	6,696,350
当期変動額									
剰余金の配当									△3,200,000
当期純利益									15,650,211
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	—	—	12,450,211
当期末残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	24,580,000	300,000	200,000	19,146,562

	株主資本		評価・換算差額等		純資産 合計
	利益剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	31,899,643	53,452,601	517,864	517,864	53,970,465
当期変動額					
剰余金の配当	△3,200,000	△3,200,000			△3,200,000
当期純利益	15,650,211	15,650,211			15,650,211
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)		—	277,137	277,137	277,137
当期変動額合計	12,450,211	12,450,211	277,137	277,137	12,727,349
当期末残高	44,349,855	65,902,812	795,002	795,002	66,697,815

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 ：移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの：決算日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの：移動平均法による原価法
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。 (2) 役員賞与引当金は、役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。 (3) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度について、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 ①退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年または10年）による定額法により按分した額を費用処理しております。 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年または10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。 (4) 時効後支払損引当金は、時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。 (5) 本社移転費用引当金は、本社移転に関連して発生する損失に備えるため、発生すると見込まれる額を計上しております。
6. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。

会計上の見積りの変更

第33期（自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）
当社は、当事業年度においてシステム統合計画を決定したことに伴い、利用不能となる固定資産について耐用年数を短縮し、将来にわたり変更しております。 これにより、従来の方法と比べて、当事業年度末の減価償却費が413,260千円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ同額減少しております。

追加情報

第33期（自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）
当社は、平成29年10月1日付で確定給付企業年金制度を確定拠出年金制度等に移行したことにより、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号 平成28年12月16日）及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第2号 平成19年2月7日）を適用し、確定給付年金制度の終了の処理を行いました。 本移行に伴う影響額は、特別損失に退職給付制度終了損として690,899千円を計上しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

※1. 有形固定資産の減価償却累計額

（千円）

	第32期 (平成29年3月31日現在)	第33期 (平成30年3月31日現在)
建物	53,098	140,580
器具備品	734,064	847,466

(損益計算書関係)

※1. 関係会社に対する事項

(千円)

	第32期 (自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日)	第33期 (自 平成29年4月 1日 至 平成30年3月31日)
雑収入	8,183	—
関係会社株式売却益	—	1,492,680

※2. 固定資産売却益の内訳

(千円)

	第32期 (自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日)	第33期 (自 平成29年4月 1日 至 平成30年3月31日)
建物	546	—
車両運搬具	696	—
器具備品	1,104	1

※3. 固定資産除却損の内訳

(千円)

	第32期 (自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日)	第33期 (自 平成29年4月 1日 至 平成30年3月31日)
建物	—	298
器具備品	4,727	8,217
ソフトウェア	2,821	28,472
電話加入権	16,052	3

※4. 固定資産売却損の内訳

(千円)

	第32期 (自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日)	第33期 (自 平成29年4月 1日 至 平成30年3月31日)
建物	543	—
器具備品	9,779	134

※5. 本社移転費用の内訳

(千円)

	第32期 (自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日)	第33期 (自 平成29年4月 1日 至 平成30年3月31日)
本社移転費用引当金繰入額	942,315	—
旧本社不動産賃借料	418,583	—
賃貸借契約解約損	150,723	—

(株主資本等変動計算書関係)

第32期（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	24,000	490	—	24,490
A種種類株式	—	15,510	—	15,510
合計	24,000	16,000	—	40,000

（注）普通株式及びA種種類株式の発行済株式総数の増加は、当社統合に伴う新株の発行による増加であります。

2. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり配当 額（円）	基準日	効力発生日
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	2,544,000	106,000	平成28年3月31日	平成28年6月30日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の総 額（千円）	1株当たり配 当額（円）	基準日	効力発生日
平成29年6月21日 定時株主総会	普通 株式	利益 剰余金	3,200,000	80,000	平成29年3月31日	平成29年6月22日
	A種種類 株式					

第33期（自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	24,490	—	—	24,490
A種種類株式	15,510	—	—	15,510
合計	40,000	—	—	40,000

2. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり配当 額（円）	基準日	効力発生日
平成29年6月21日 定時株主総会	普通株式	3,200,000	80,000	平成29年3月31日	平成29年6月22日
	A種種類 株式				

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
平成30年6月20日開催予定の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成30年6月20日 定時株主総会	普通株式 A種種類株式	利益 剰余金	12,520,000	313,000	平成30年3月31日	平成30年6月21日

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するため、当該投資信託を特定金外信託を通じて、または直接保有しております。なお、特定金外信託を通じて行っているデリバティブ取引は後述するリスクを低減する目的で行っております。当該デリバティブ取引は、実需の範囲内でのみ利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

金銭の信託の主な内容は、当社運用ファンドの安定運用を主な目的として資金投入した投資信託及びデリバティブ取引であります。金銭の信託に含まれる投資信託は為替及び市場価格の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（為替予約取引及び株価指数先物取引）を利用して一部リスクを低減しております。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主にその他有価証券（投資信託）、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、1年以内の支払期日であります。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金の預入先については、余資運用規程に従い、格付けの高い預入先に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

営業債権の相手先の信用リスクに関しては、当社の信用リスク管理の基本方針に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な相手先の信用状況を把握する体制としています。

有価証券及び投資有価証券の発行体の信用リスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

組織規程における分掌業務の定めに基づき、リスク管理担当所管にて、取引残高、損益及びリスク量等の実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

取引実行担当所管からの報告に基づき、資金管理担当所管が資金繰りを確認するとともに、十分な手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）参照）。

第32期（平成29年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
--	------------------	------------	------------

(1) 現金・預金	27,972,477	27,972,477	—
(2) 金銭の信託	12,366,219	12,366,219	—
(3) 未収委託者報酬	10,164,041	10,164,041	—
(4) 未収運用受託報酬	7,250,239	7,250,239	—
(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	3,225,878	3,225,878	—
資産計	60,978,855	60,978,855	—
(1) 未払手数料	4,062,695	4,062,695	—
負債計	4,062,695	4,062,695	—

第33期（平成30年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	49,071,217	49,071,217	—
(2) 金銭の信託	12,083,824	12,083,824	—
(3) 未収委託者報酬	11,769,015	11,769,015	—
(4) 未収運用受託報酬	4,574,225	4,574,225	—
(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	1,448,968	1,448,968	—
資産計	78,947,251	78,947,251	—
(1) 未払手数料	4,629,133	4,629,133	—
負債計	4,629,133	4,629,133	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金・預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券について、投資信託は基準価額によっております。また、デリバティブ取引は取引相手先金融機関より提示された価格によっております。

(3) 未収委託者報酬及び (4) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価額によっております。

負 債

(1) 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(千円)

区分	第32期 (平成29年3月31日現在)	第33期 (平成30年3月31日現在)
①非上場株式	337,468	272,464
②関係会社株式	3,306,296	3,229,196

①非上場株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

②関係会社株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第32期（平成29年3月31日現在）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 現金・預金	27,972,477	—	—	—
(2) 金銭の信託	12,366,219	—	—	—
(3) 未収委託者報酬	10,164,041	—	—	—
(4) 未収運用受託報酬	7,250,239	—	—	—
(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券(投資信託)	297,560	320,736	888,110	12,660

第33期（平成30年3月31日現在）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 現金・預金	49,071,217	—	—	—
(2) 金銭の信託	12,083,824	—	—	—
(3) 未収委託者報酬	11,769,015	—	—	—
(4) 未収運用受託報酬	4,574,225	—	—	—
(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券(投資信託)	—	3,995	—	—

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

関係会社株式（第32期の貸借対照表計上額3,306,296千円、第33期の貸借対照表計上額3,229,196千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

第32期（平成29年3月31日現在）

(千円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
①株式	609,710	146,101	463,608
②投資信託	2,384,278	2,091,387	292,891
小計	2,993,988	2,237,489	756,499
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
①株式	—	—	—
②投資信託	231,889	241,951	△10,061
小計	231,889	241,951	△10,061
合計	3,225,878	2,479,440	746,438

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額337,468千円）については、市場価格がなく、時価を把握すること

が極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

第33期（平成30年3月31日現在）

（千円）

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
①株式	1,267,157	146,101	1,121,055
②投資信託	177,815	153,000	24,815
小計	1,444,972	299,101	1,145,870
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
①株式	—	—	—
②投資信託	3,995	4,000	△ 4
小計	3,995	4,000	△ 4
合計	1,448,968	303,101	1,145,866

（注）非上場株式（貸借対照表計上額272,464千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 当該事業年度中に売却したその他有価証券

第32期（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

区分	売却額 （千円）	売却益の合計額 （千円）	売却損の合計額 （千円）
投資信託	717,905	2	79,146

（注）投資信託の「売却額」、「売却益の合計額」及び「売却損の合計額」は、解約又は償還によるものであります。

第33期（自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）

区分	売却額 （千円）	売却益の合計額 （千円）	売却損の合計額 （千円）
株式	544,326	479,323	—
投資信託	2,480,288	329,576	21,204

（注）投資信託の「売却額」、「売却益の合計額」及び「売却損の合計額」は、解約又は償還によるものであります。

4. 減損処理を行った有価証券

第32期において、有価証券について12,085千円（その他有価証券）減損処理を行っております。

第33期において、該当事項はありません。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度（非積立型制度であります）を採用しております。確定拠出型の制度としては確定拠出年金制度を採用しております。

なお、当社は平成29年10月1日付で、確定給付企業年金制度を確定拠出年金制度等に移行するとともに、

退職一時金制度を改定しました。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(千円)

	第32期 (自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日)	第33期 (自 平成29年4月 1日 至 平成30年3月31日)
退職給付債務の期首残高	1,086,550	2,718,372
勤務費用	189,127	269,128
利息費用	10,905	7,523
数理計算上の差異の発生額	89,303	61,792
退職給付の支払額	△144,062	△111,758
合併による増加	1,486,547	—
確定拠出制度への移行に伴う減少額	—	△1,316,796
退職一時金制度改定に伴う増加額	—	526,345
退職給付債務の期末残高	2,718,372	2,154,607

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(千円)

	第32期 (自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日)	第33期 (自 平成29年4月 1日 至 平成30年3月31日)
年金資産の期首残高	—	1,363,437
期待運用収益	16,033	17,042
数理計算上の差異の発生額	1,894	—
事業主からの拠出額	37,402	36,672
退職給付の支払額	△28,876	—
合併による増加	1,336,984	—
確定拠出制度への移行に伴う減少額	—	△1,417,152
年金資産の期末残高	1,363,437	—

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(千円)

	第32期 (平成29年3月31日現在)	第33期 (平成30年3月31日現在)
積立型制度の退職給付債務	1,275,346	—
年金資産	△1,363,437	—
	△88,090	—
非積立型制度の退職給付債務	1,443,026	2,154,607
未積立退職給付債務	1,354,935	2,154,607
未認識数理計算上の差異	△430,203	△204,636
未認識過去勤務費用	△4,852	△312,836
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	919,879	1,637,133
退職給付引当金	1,245,019	1,637,133
前払年金費用	△325,140	—
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	919,879	1,637,133

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(千円)

	第32期 (自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日)	第33期 (自 平成29年4月 1日 至 平成30年3月31日)
勤務費用	189,127	269,128
利息費用	10,905	7,523
期待運用収益	△16,033	△17,042
数理計算上の差異の費用処理額	78,229	88,417
過去勤務費用の費用処理額	4,852	39,611
退職一時金制度改定に伴う費用処理額	—	70,560
その他	7,498	△1,620
確定給付制度に係る退職給付費用	274,580	456,577
制度移行に伴う損失（注）	—	690,899
（注）特別損失に計上しております。		

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第32期 (平成29年3月31日現在)	第33期 (平成30年3月31日現在)
株式	31.5%	—
債券	29.0%	—
共同運用資産	24.1%	—
生命保険一般勘定	10.5%	—
現金及び預金	4.6%	—
合計	100.0%	—

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第32期 (平成29年3月31日現在)	第33期 (平成30年3月31日現在)
割引率	0.02%～1.09%	0.09%
長期期待運用収益率	2.50%	—
予想昇給率	1.00%～8.73%	1.00%～4.42%

3. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(千円)

	第32期 (自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日)	第33期 (自 平成29年4月 1日 至 平成30年3月31日)
退職給付引当金の期首残高	—	△300,927
退職給付費用	22,562	53,156
退職給付の支払額	—	—
制度への拠出額	△36,177	△35,640
合併による増加	△287,313	—
確定拠出制度への移行に伴う減少額	—	391,600
退職一時金制度改定に伴う振替額	—	△108,189
退職給付引当金の期末残高	△300,927	—

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(千円)

	第32期 (平成29年3月31日現在)	第33期 (平成30年3月31日現在)
積立型制度の退職給付債務	789,261	—
年金資産	△1,150,443	—
	△361,181	—
非積立型制度の退職給付債務	60,254	—
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△300,927	—
退職給付引当金	60,254	—
前払年金費用	△361,181	—
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△300,927	—

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前事業年度 22,562千円 当事業年度53,156千円

4. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度61,817千円、当事業年度86,141千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第32期 (平成29年3月31日現在)	第33期 (平成30年3月31日現在)
繰延税金資産	(千円)	(千円)
未払事業税	124,081	290,493
未払事業所税	11,054	11,683
賞与引当金	441,996	426,815
未払法定福利費	84,152	81,186
資産除去債務	86,421	90,524
減価償却超過額（一括償却資産）	10,666	11,331
減価償却超過額	116,920	176,791
繰延資産償却超過額（税法上）	32,949	34,977
退職給付引当金	399,808	501,290
時効後支払損引当金	66,282	60,941
ゴルフ会員権評価損	14,295	13,173
関係会社株式評価損	166,740	166,740
投資有価証券評価損	69,683	28,976
未払給与	12,344	9,186
本社移転費用引当金	289,865	47,947
その他	14,309	29,193
繰延税金資産小計	1,941,573	1,981,254
評価性引当額	—	—
繰延税金資産合計	1,941,573	1,981,254

繰延税金負債

前払年金費用	△210,151	—
その他有価証券評価差額金	△159,429	△281,720
繰延税金負債合計	△369,581	△281,720
繰延税金資産の純額	1,571,992	1,699,533

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

(企業結合等関係)

当社（以下「AMOne」という）は、平成28年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社（以下「DIAM」という）、みずほ投信投資顧問株式会社（以下「MHAM」という）、みずほ信託銀行株式会社（以下「TB」という）及び新光投信株式会社（以下「新光投信」という）（以下総称して「統合4社」という）間の「統合契約書」に基づき、平成28年10月1日付で統合いたしました。

1. 結合当事企業

結合当事企業	DIAM	MHAM	TB	新光投信
事業の内容	投資運用業務、投資助言・代理業務	投資運用業務、投資助言・代理業務	信託業務、銀行業務、投資運用業務	投資運用業務、投資助言・代理業務

2. 企業結合日

平成28年10月1日

3. 企業結合の方法

①MHAMを吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、②TBを吸収分割会社、吸収合併後のMHAMを吸収分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、③DIAMを吸収合併存続会社、MHAMを吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施しております。

4. 結合後企業の名称

アセットマネジメントOne株式会社

5. 企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という）及び第一生命ホールディングス株式会社（以下「第一生命」という）の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

6. 合併比率

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併における合併比率は以下の通りであります。

会社名	DIAM (存続会社)	MHAM (消滅会社)
合併比率(*)	1	0.0154

(*) 普通株式と種類株式を合算して算定しております。

7. 交付した株式数

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないA種種類株式15,510株を交付しました。

8. 経済的持分比率（議決権比率）

MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率	50.00%
MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率	20.00%
MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率	70.00%

なお、MHFGが所有する議決権比率については50.00%から51.00%に異動しております。

9. 取得企業を決定するに至った主な根拠

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、結合後企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当し、DIAMが被取得企業となるものです。

10. 会計処理

「企業結合に関する会計基準」（企業結合会計基準第21号 平成25年9月13日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分）に基づき、「3. 企業結合の方法」①の吸収合併及び②の吸収分割については共通支配下の取引として処理し、③の吸収合併については逆取得として処理しております。

11. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合に関する事項

（1）財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

（2）被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	MHAMの普通株式	144,212,500千円
取得原価		144,212,500千円

（3）発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

a.発生したのれん	金額	76,224,837千円
b.発生原因	被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債の純額と取得原価との差額によります。	
c.のれんの償却方法及び償却期間	20年間の均等償却	

（4）企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

a.資産の額	資産合計	40,451,657千円
	うち現金・預金	11,605,537千円
	うち金銭の信託	11,792,364千円
b.負債の額	負債合計	9,256,209千円
	うち未払手数料及び未払費用	4,539,592千円

（注）顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の額には含まれておりません。

（5）のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

a.無形固定資産に配分された金額	53,030,000千円
b.主要な種類別の内訳	
顧客関連資産	53,030,000千円
c.全体及び主要な種類別の加重平均償却期間	
顧客関連資産	16.9年

12. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額

（1）貸借対照表項目

流動資産	一千円
固定資産	114,270,495千円
資産合計	114,270,495千円

流動負債	一千円
固定負債	13,059,836千円
負債合計	13,059,836千円
純資産	101,210,659千円

（注）固定資産及び資産合計には、のれんの金額70,507,975千円及び顧客関連資産の金額45,200,838千円が含まれております。

（2）損益計算書項目

営業収益	一千円
営業利益	△9,012,128千円
経常利益	△9,012,128千円
税引前当期純利益	△9,012,128千円
当期純利益	△7,419,617千円
1株当たり当期純利益	△185,490円43銭

（注）営業利益には、のれんの償却額3,811,241千円及び顧客関連資産の償却額5,233,360千円が含まれております。

（資産除去債務関係）

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

（セグメント情報等）

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

第32期（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）及び第33期（自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）

（1）サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

（3）主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

（1）親会社及び法人主要株主等

第32期（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

該当はありません。

第33期（自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）

該当はありません。

(2) 子会社及び関連会社等

第32期（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

該当はありません。

第33期（自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）

該当はありません。

(3) 兄弟会社等

第32期（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

属性	会社等の 名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権 等の所有 (被 所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社の子会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	14,040億円	銀行業	—	—	当社設定投資信託の販売	投資信託の販売代行手数料	4,530,351	未払手数料	767,732
	資産管理サービス信託銀行株式会社	東京都中央区	500億円	資産管理等	—	—	当社信託財産の運用	信託元本の払戻（純額） 信託報酬の支払	100,000 7,080	金銭の信託	12,366,219
	みずほ証券株式会社	東京都千代田区	1,251億円	証券業	—	—	当社設定投資信託の販売	投資信託の販売代行手数料	5,061,766	未払手数料	1,166,212
	みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区	2,473億円	信託銀行業	—	—	投資一任契約の締結	運用受託報酬の受取	2,520,431	未収運用受託報酬	2,722,066

第33期（自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）

属性	会社等の 名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権 等の所有 (被 所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社の子会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	14,040億円	銀行業	—	—	当社設定投資信託の販売	投資信託の販売代行手数料	6,470,802	未払手数料	894,336
	みずほ証券株式会社	東京都千代田区	1,251億円	証券業	—	—	当社設定投資信託の販売	投資信託の販売代行手数料	9,079,083	未払手数料	1,549,208

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 信託報酬は、一般的取引条件を勘案した料率が適用されております。

(注3) 運用受託報酬は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注4) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ

(東京証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

(1株当たり情報)

	第32期 (自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日)	第33期 (自 平成29年4月 1日 至 平成30年3月31日)
1株当たり純資産額	1,349,261円64銭	1,667,445円37銭
1株当たり当期純利益金額	201,491円22銭	391,255円29銭

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第32期 (自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日)	第33期 (自 平成29年4月 1日 至 平成30年3月31日)
当期純利益金額	6,443,302千円	15,650,211千円
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額	—	—
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る当期純利益金額	6,443,302千円	15,650,211千円
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数	31,978株	40,000株
(うち普通株式)	(24,244株)	(24,490株)
(うちA種種類株式)	(7,734株)	(15,510株)

(注1) A種種類株式は、剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

	第34期中間会計期間末 (平成30年9月30日現在)
(資産の部)	
流動資産	
現金・預金	34,067,025
金銭の信託	18,936,052
未収委託者報酬	12,755,452
未収運用受託報酬	3,856,616
未収投資助言報酬	346,291

未収収益		58,816
前払費用		722,476
その他		443,661
	流動資産計	71,186,392
固定資産		
有形固定資産		1,564,959
建物	※1	1,139,616
器具備品	※1	425,343
無形固定資産		2,666,559
ソフトウェア		875,280
ソフトウェア仮勘定		1,787,307
電話加入権		3,931
電信電話専用施設利用権		40
投資その他の資産		8,242,396
投資有価証券		2,436,769
関係会社株式		3,229,196
長期差入保証金		1,318,800
繰延税金資産		1,167,835
その他		89,794
	固定資産計	12,473,915
資産合計		83,660,307

(単位：千円)

	第34期中間会計期間末 (平成30年9月30日現在)
(負債の部)	
流動負債	
預り金	2,420,695
未払金	5,448,301
未払収益分配金	1,091
未払償還金	48,968
未払手数料	4,999,441
その他未払金	398,799
未払費用	6,877,637
未払法人税等	3,090,099
未払消費税等	599,967
前受収益	70,778
賞与引当金	1,310,878
役員賞与引当金	25,584
	流動負債計
	19,843,940

固定負債	
退職給付引当金	1,739,495
時効後支払損引当金	177,842
固定負債計	1,917,338
負債合計	21,761,279
(純資産の部)	
株主資本	
資本金	2,000,000
資本剰余金	19,552,957
資本準備金	2,428,478
その他資本剰余金	17,124,479
利益剰余金	39,054,769
利益準備金	123,293
その他利益剰余金	38,931,475
別途積立金	31,680,000
繰越利益剰余金	7,251,475
株主資本計	60,607,726
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	1,291,302
評価・換算差額等計	1,291,302
純資産合計	61,899,028
負債・純資産合計	83,660,307

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

	第34期中間会計期間 (自平成30年4月1日至平成30年9月30日)	
営業収益		
委託者報酬	42,913,511	
運用受託報酬	8,532,726	
投資助言報酬	628,443	
その他営業収益	58,808	
営業収益計		52,133,489
営業費用		
支払手数料	18,339,539	
広告宣伝費	179,085	
公告費	125	
調査費	12,096,339	
調査費	4,887,455	
委託調査費	7,208,884	
委託計算費	514,718	
営業雑経費	613,114	
通信費	23,463	
印刷費	467,622	
協会費	31,454	
諸会費	17,206	
支払販売手数料	73,367	

営業費用計		31,742,923
一般管理費		
給料	4,854,622	
役員報酬	92,217	
給料・手当	4,634,136	
賞与	128,268	
交際費	26,068	
寄付金	5,806	
旅費交通費	164,824	
租税公課	284,716	
不動産賃借料	779,131	
退職給付費用	256,835	
固定資産減価償却費	※1 294,442	
福利厚生費	22,384	
修繕費	12,644	
賞与引当金繰入額	1,310,878	
役員賞与引当金繰入額	25,584	
機器リース料	60	
事務委託費	1,757,115	
事務用消耗品費	70,698	
器具備品費	3,043	
諸経費	98,264	
一般管理費計		9,967,124
営業利益		10,423,441

(単位：千円)

第34期中間会計期間 (自平成30年4月1日至平成30年9月30日)		
営業外収益		
受取利息	887	
受取配当金	49,212	
時効成立分配金・償還金	8,482	
時効後支払損引当金戻入額	19,806	
雑収入	12,895	
営業外収益計		91,283
営業外費用		
為替差損	19,977	
金銭の信託運用損	23,814	
雑損失	3,708	
営業外費用計		47,500
経常利益		10,467,225
特別損失		
固定資産除却損	18,830	
特別損失計		18,830
税引前中間純利益		10,448,394
法人税、住民税及び事業税		2,910,819
法人税等調整額		312,661
法人税等合計		3,223,481
中間純利益		7,224,913

(3) 中間株主資本等変動計算書

第34期中間会計期間（自平成30年4月1日至平成30年9月30日）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金			
						別途 積立金	研究開発 積立金	運用責 任準備 積立金	繰越利益 剰余金
当期首残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	24,580,000	300,000	200,000	19,146,562
当中間期変動額									
剰余金の配当									△12,520,000
中間純利益									7,224,913
別途積立金 の積立						7,100,000			
研究開発 積立金の取崩							△300,000		
運用責任準備 積立金の取崩								△200,000	
繰越利益剰余金 の取崩									△6,600,000
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額(純額)									
当中間期変動額 合計	—	—	—	—	—	7,100,000	△300,000	△200,000	△11,895,086
当中間期末残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	31,680,000	—	—	7,251,475

	株主資本		評価・換算差額等		純資産 合計
	利益剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	44,349,855	65,902,812	795,002	795,002	66,697,815
当中間期変動額					
剰余金の配当	△12,520,000	△12,520,000			△12,520,000
中間純利益	7,224,913	7,224,913			7,224,913
別途積立金 の積立	7,100,000	7,100,000			7,100,000
研究開発 積立金の取崩	△300,000	△300,000			△300,000
運用責任準備 積立金の取崩	△200,000	△200,000			△200,000
繰越利益剰余金 の取崩	△6,600,000	△6,600,000			△6,600,000
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額(純額)			496,300	496,300	496,300

当中間期変動額 合計	△5,295,086	△5,295,086	496,300	496,300	△4,798,786
当中間期末残高	39,054,769	60,607,726	1,291,302	1,291,302	61,899,028

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 ：移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの：中間決算日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの：移動平均法による原価法
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 … 6～18年 器具備品 … 2～20年 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。 (2) 役員賞与引当金は、役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。 (3) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度について、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 ①退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を費用処理しております。 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年または10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。 (4) 時効後支払損引当金は、時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。
6. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。

表示方法の変更

第34期中間会計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年9月30日)	
「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当中間会計期間の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。	

注記事項

(中間貸借対照表関係)

項目	第34期中間会計期間末 (平成30年9月30日現在)		
※1.有形固定資産の減価償却累計額	建物	…	184,810千円
	器具備品	…	860,618千円

(中間損益計算書関係)

項目	第34期中間会計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年9月30日)		
----	--	--	--

※1.減価償却実施額	有形固定資産	…	112,547千円
	無形固定資産	…	181,894千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第34期中間会計期間（自平成30年4月1日 至平成30年9月30日）

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当中間会計期間 増加株式数（株）	当中間会計期間 減少株式数（株）	当中間会計期間末 株式数（株）
普通株式	24,490	—	—	24,490
A種種類株式	15,510	—	—	15,510
合計	40,000	—	—	40,000

2.配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額 （千円）	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成30年6月20日 定時株主総会	普通株式	12,520,000	313,000	平成30年3月31日	平成30年6月21日
	A種種類 株式				

- （2）基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの
該当事項はありません。

（金融商品関係）

第34期中間会計期間末（平成30年9月30日現在）

金融商品の時価等に関する事項

平成30年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）参照）。

	中間貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
(1) 現金・預金	34,067,025	34,067,025	—
(2) 金銭の信託	18,936,052	18,936,052	—
(3) 未収委託者報酬	12,755,452	12,755,452	—
(4) 未収運用受託報酬	3,856,616	3,856,616	—
(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	2,164,304	2,164,304	—
資産計	71,779,451	71,779,451	—
(1) 未払手数料	4,999,441	4,999,441	—
負債計	4,999,441	4,999,441	—

（注1）金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金・預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券について、投資信託は基準価額によっております。また、デリバティブ取引は取引相手先金融機関より提示された価格によっております。

(3) 未収委託者報酬及び(4) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価額によっております。

負債

(1) 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	中間貸借対照表計上額 (千円)
①非上場株式	272,464
②関係会社株式	3,229,196

①非上場株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

②関係会社株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(有価証券関係)

第34期中間会計期間末
(平成30年9月30日現在)

1. 子会社株式

関係会社株式（中間貸借対照表計上額3,229,196千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

区 分	中間貸借対照表 計上額（千円）	取得原価 （千円）	差額 （千円）
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
①株式	1,976,064	146,101	1,829,962
②投資信託	184,247	153,000	31,247
小計	2,160,311	299,101	1,861,209
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
①株式	-	-	-
②投資信託	3,993	4,000	△6
小計	3,993	4,000	△6
合計	2,164,304	303,101	1,861,202

（注）非上場株式（中間貸借対照表計上額272,464千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（企業結合等関係）

当社（以下「AMOne」という）は、平成28年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社（以下「DIAM」という）、みずほ投信投資顧問株式会社（以下「MHAM」という）、みずほ信託銀行株式会社（以下「TB」という）及び新光投信株式会社（以下「新光投信」という）（以下総称して「統合4社」という）間の「統合契約書」に基づき、平成28年10月1日付で統合いたしました。

1. 結合当事企業

結合当事企業	DIAM	MHAM	TB	新光投信
事業の内容	投資運用業務、投資助言・代理業務	投資運用業務、投資助言・代理業務	信託業務、銀行業務、投資運用業務	投資運用業務、投資助言・代理業務

2. 企業結合日

平成28年10月1日

3. 企業結合の方法

①MHAMを吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、②TBを吸収分割会社、吸収合併後のMHAMを吸収分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、③DIAMを吸収合併存続会社、MHAMを吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施しております。

4. 結合後企業の名称

アセットマネジメントOne株式会社

5. 企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という）及び第一生命ホールディングス株式会社（以下「第一生命」という）の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛

躍を目指してまいります。

6. 合併比率

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併における合併比率は以下の通りであります。

会社名	DIAM (存続会社)	MHAM (消滅会社)
合併比率(*)	1	0.0154

(*) 普通株式と種類株式を合算して算定しております。

7. 交付した株式数

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないA種種類株式15,510株を交付しました。

8. 経済的持分比率（議決権比率）

MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率 50.00%

MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率 20.00%

MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率 70.00%

なお、MHFGが所有する議決権比率については50.00%から51.00%に異動しております。

9. 取得企業を決定するに至った主な根拠

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、結合後企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当し、DIAMが被取得企業となるものです。

10. 会計処理

「企業結合に関する会計基準」（企業結合会計基準第21号 平成25年9月13日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分）に基づき、「3. 企業結合の方法」①の吸収合併及び②の吸収分割については共通支配下の取引として処理し、③の吸収合併については逆取得として処理しております。

11. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合に関する事項

(1) 中間財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

平成30年4月1日から平成30年9月30日まで

(2) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価 MHAMの普通株式 144,212,500千円

取得原価 144,212,500千円

(3) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

a. 発生したのれん 76,224,837千円

b. 発生原因 被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債の純額と取得原価との差額によります。

c. のれんの償却方法及び償却期間 20年間の均等償却

(4) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

a. 資産の額 資産合計 40,451,657千円

うち現金・預金 11,605,537千円

うち金銭の信託 11,792,364千円

b. 負債の額 負債合計 9,256,209千円

うち未払手数料及び未払費用 4,539,592千円

(注) 顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の額には含まれておりません。

(5) のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の

加重平均償却期間

a.無形固定資産に配分された金額	53,030,000千円
b.主要な種類別の内訳	
顧客関連資産	53,030,000千円
c.全体及び主要な種類別の加重平均償却期間	
顧客関連資産	16.9年

12.被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額

(1) 貸借対照表項目

流動資産	一千円
固定資産	109,432,950千円
資産合計	109,432,950千円
流動負債	一千円
固定負債	11,942,856千円
負債合計	11,942,856千円
純資産	97,490,094千円

(注) 固定資産及び資産合計には、のれんの金額68,602,354千円及び顧客関連資産の金額42,580,212千円が含まれております。

(2) 損益計算書項目

営業収益	一千円
営業利益	△4,521,569千円
経常利益	△4,521,569千円
税引前中間純利益	△4,521,569千円
中間純利益	△3,720,565千円
1株当たり中間純利益	△93,014円14銭

(注) 営業利益には、のれんの償却額1,905,620千円及び顧客関連資産の償却額2,620,626千円が含まれております。

(資産除去債務関係)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(セグメント情報等)

第34期中間会計期間（自平成30年4月1日 至平成30年9月30日）

1.セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2.関連情報

(1) サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

第34期中間会計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年9月30日)	
1株当たり純資産額	1,547,475円72銭
1株当たり中間純利益金額	180,622円83銭

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第34期中間会計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年9月30日)
中間純利益金額	7,224,913千円
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額	—
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る中間純利益金額	7,224,913千円
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数	40,000株
(うち普通株式)	(24,490株)
(うちA種種類株式)	(15,510株)

(注) A種種類株式は、剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

(重要な後発事象)

第34期中間会計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年9月30日)
--

アセットマネジメントOne株式会社（取締役社長：菅野 暁、以下「AM-One」）は、平成30年6月1日に株式会社みずほ銀行（頭取：藤原 弘治）と締結した株式譲渡基本合意書に基づき、平成30年11月1日に株式譲渡契約を締結の上、同日付でみずほグローバルオルタナティブインベストメンツ株式会社（取締役社長：安藤 学、以下「MGAI」）の発行済株式の全てを取得し、子会社化しました。本再編に伴いMGAIは、商号をアセットマネジメントOneオルタナティブインベストメンツ株式会社（取締役社長：安藤 学、以下「AMOAI」）に改称しました。

1. 株式取得の目的

本再編により、AM-OneとAMOAI（旧MGAI）は両社のオルタナティブ投資のゲートキーピング(※)に係る機能について一体運営を行ない、ゲートキーピング能力と受託体制の強化を実現するとともに、株式会社みずほフィナンシャルグループ及び第一生命ホールディングス株式会社とも連携し、お客さまの多様なニーズに応えるものであります。

（※）外部の運用会社およびファンドを調査し、優良なファンドを選定・管理すること

2. 株式取得対象会社の概要

- （1）商号 :アセットマネジメントOneオルタナティブインベストメンツ株式会社
- （2）事業内容：投資運用業務、投資助言・代理業務
- （3）資本金 :10億円(平成30年11月1日現在)

3. 株式取得の時期

平成30年11月1日

4. 取得する株式の数、取得原価及び取得後の議決権比率

- （1）取得株式数 :20,000株
- （2）取得原価 :12億7千万円
- （3）取得後の議決権比率 :100%

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- （1）自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- （2）運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- （3）通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- （4）委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- （5）上記（3）（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投

投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項

2018年6月20日付で、総則の「目的」に関する事項の定款の変更を行いました。

委託会社は、株式会社みずほ銀行から、みずほグローバルオルタナティブインベストメンツ株式会社（以下「MGAI」といいます。）の発行済株式の全てについて2018年11月1日付で譲り受け、MGAIを100%子会社（新商号：アセットマネジメントOneオルタナティブインベストメンツ株式会社）としました。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

名称		資本金の額 (百万円)	事業の内容
(1) 受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を行っています。
(2) 販売会社	株式会社みずほ銀行	1,404,065	銀行法に基づき監督官庁の免許を受け、銀行業を営んでいます。
	みずほ証券株式会社	125,167	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
(3) 投資顧問会社	AMPキャピタル・インベスターズ・リミテッド	70百万 豪ドル※	豪州において投資顧問業および投資信託業務を行っています。

(注) 資本金の額について 2018年3月末日現在 ※ 2018年9月末日現在

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

当ファンドの受託会社として、信託財産を保管・管理し、受益権設定にかかる振替機関への通知等を行います。

(2) 販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付けならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払等を行います。

(3) 投資顧問会社

当ファンドが主要投資対象とするMHAM豪ドル債券マザーファンドにおいて、委託会社から運用の指図に関する権限の一部(円の余資運用以外の運用の指図に関する権限)の委託を受け、信託財産の運用の指図を行います。

3【資本関係】

該当事項はありません。

（持株比率5%以上を記載します。）

<参考：再信託受託会社の概要>

名称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社

業務の概要：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部(信託財産の管理)を原信託受託会社から再信託受託会社(日本マスタートラスト信託銀行株式会社)へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

第3【その他】

(1)目論見書の表紙等にロゴ・マーク、図案を使用し、ファンドの基本的性格を記載する場合があります。また、以下の内容を記載することがあります。

- ・金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である旨
- ・委託会社の金融商品取引業者登録番号
- ・詳細情報の入手方法
 - ① 委託会社のホームページアドレス、電話番号および受付時間など
 - ② 請求目論見書の入手方法およびファンドの投資信託約款の全文が請求目論見書に掲載されている旨
- ・目論見書の使用開始日
- ・届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。
 - ① 届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
 - ② 届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日
- ・ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認する旨
- ・投資信託の財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されている旨
- ・請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
- ・「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください」との趣旨を示す記載

(2)有価証券届出書第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」に記載の内容について、投資家の理解を助けるため、その内容を説明した図表等を付加して目論見書のその内容に関する箇所に記載することがあります。また、第二部「ファンド情報」第1「ファンドの状況」5「運用状況」について、有価証券届出書提出後の随時入手可能な直近の情報および同情報についての表での表示に加えて、グラフで表示した情報を目論見書に記載することがあります。

(3)投資信託説明書（請求目論見書）に約款の全文を掲載します。

(4)目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。

(5)目論見書は目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用することがあります。

(6)投信評価機関、投信評価会社などによる評価を取得・使用することがあります。

独立監査人の監査報告書

平成30年5月30日

アセットマネジメントOne株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 湯原 尚 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山野 浩 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメントOne株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第33期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アセットマネジメントOne株式会社の平成30年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成30年12月7日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

山野 浩 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているみずほ豪ドル債券ファンドの平成30年4月21日から平成30年10月22日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、みずほ豪ドル債券ファンドの平成30年10月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1.上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成30年11月30日

アセットマネジメントOne株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員	公認会計士	湯原	尚 印
業務執行社員			
指定有限責任社員	公認会計士	山野	浩 印
業務執行社員			

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメントOne株式会社の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第34期事業年度の中間会計期間（平成30年4月1日から平成30年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アセットマネジメントOne株式会社の平成30年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成30年4月1日から平成30年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

（注1）上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注2）XBRLデータは中間監査の対象には含まれておりません。